

第5回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第5回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年5月9日（水）午後2時00分～午後5時09分

3 開催場所

北杜市役所 北館 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

埴喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

篠原充（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

欠席委員

金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

佐藤長英（学識経験者）

事務局

土屋裕（建設部長）

小尾民司（農業委員会事務局長）

小泉雅人（生活環境部環境課長）

小澤永和（産業観光部農政課長）
浅川知海（産業観光部林政課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
日向武彦（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
小林晋（産業観光部林政課林政担当）
吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

松本真由美
鎗野達男

5 議事

太陽光発電設備（設置）に関する課題について

- （1）自然環境の保全に係る事項
- （2）景観の保全に係る事項
- （3）生活環境の保全に係る事項
- （4）発電事業者の責任に係る事項

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

25名 報道関係者 5社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。進行はまちづくり推進課長の植松宏夫が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は17人のご出席をいただいております。設置要綱第7条第3項により、会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は金丸委員、佐藤委員より欠席のご連絡をいただいております。事業者については自然電力株式会社の佐々木委員の代理として同社の高尾様にご出席をいただいております。なお、大友委員に

つきましては他の会議があり、終わり次第出席をするとの連絡をいただいております。また、佐藤委員は体調を崩されまして、本業にも支障をきたしているという聞いております。本委員会のご出席もままならないということで、委員の引継ぎについて事務所の中でご推薦をいただけるということでございます。できる限り早い段階で後任の方を選任したいと考えています。

本委員会の公開については、前回の会議において公開をすると決定しておりますので公開とさせていただきます。また、傍聴人ですが、本日の委員会の開催について事前に公表を行なったところ、25名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要領を遵守されますようお願いいたします。また本日の報道関係者については、山梨日日新聞、八ヶ岳ジャーナル、日本工業経済新聞、東洋経済新報社、YBSです。報道関係者からは写真撮影、録音、テレビ撮影の申し出がございましたがこれを許可してもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいたします。では、次第に従い進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議の予定は予めご通知に記載しましたが、概ね2時間としまして午後4時の終了を予定しておりますのでご協力よろしくようお願いいたします。

それでは、開会のことばを坂本副委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(副委員長) 年度が変わりまして、初めての委員会ということになります。皆さん今日も活発に意見交換できるようご協力をよろしくお願ひします。それでは只今より第5回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開会いたします。

(事務局) ありがとうございます。委員長より挨拶をいただきます。篠原委員長お願ひいたします。

(委員長) 本日はゴールデンウィーク明けで何かと忙しい中ですが、大変お忙しい中を第5回目の検討委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、先ほど副委員長からもありましたように、年度が変わりまして最初の委員会ということですが、今日は本当に肌寒い日となりまして、先月は初夏を飛び越え猛スピードで真夏日を記録したわけですが、そんな気温の変化にも関わらず周りの風景を見ますといつもと変わらぬ新緑の景色が見渡せます。自然界の摂理といますか、植物のたくましさを感じるところでございます。

さて、本日は市民委員の皆さまからご提示された資料に基づいて最後の確認、審議の場となると思います。また、前回の委員会の中において委員の皆さまからも議事進行についてはピッチを上げてもらいたいという意見もございましたので、本日はスピード感を持って議事の進行を努めさせていただきたいと思っておりますが、進行が乱れては困りますので、気温の変調にも適応する自然のプロセスのように調整を図りながら議事の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか委員

の皆さまにはご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞ
よろしくお願い申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。議事に入る前に事務局の紹介をさせていただきます。
4月の人事異動で担当者が変わりましたので順番に紹介をさせていただきます。

【事務局紹介】

(事務局) 次に議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により委員長
が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行をお願いします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。スムーズな進行ができますようご協
力をお願い申し上げます。

次に会議録についてでございますが、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱
第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成しこれを公開することになってい
ます。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となっております。会議
の署名には松本委員と鎗野委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願
いいたします。

では、前回と同じように手元の資料に基づいて議題を進めていきますが、移る前
に注意事項といたしまして、発電施設の個々の案件に関する非難及び誹謗中傷等の
発言は一切ないようお願いいたします。また、本日の議題が終了するよう委員の皆
さまには発言はできる限り簡潔にお願いするとともに、議題とかけ離れた発言
等については話の途中においても注意や制止を促す場合があることをお伝え申し上
げますのでくれぐれも注意をいただきたいと思っております。

議事の進め方ですが、各項目ごとに住民が直面しているとされている、①から始
まる番号の順番で一つ一つ質問や意見の発言を求めてまいります。

まず始めに、「(1) 自然環境の保全に係る事項」にまいります。①から始めま
すが、それぞれの朗読は省略しますのでそのように進行のご協力をお願いします。
それでは「①皆伐により土砂災害の危険が増加している。」という件について、ご
意見ご発言を議場に求めます。(委員A)。

(委員A) その前に、(委員B)が作成ということで今資料が2枚提出されているんです
が、説明をしていただいたほうがいいのかなど。

(議長) それについて事前に(委員B)からお伺いしているのですが、今日行う議題の中
の「(4) 発電事業者の責任に係る事項」のところでその説明をしたいということ
を申し受けていますのでそのようにお願いします。

それでは元に戻ります。ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(委
員A) どうぞ。

(委員A) ここに自然環境の保全の関係で4つの項目が挙げられていますが、これらにつ
いては何か例えば皆伐による土砂災害の懸念が増加しているとか、水害の危険が増
加しているとか、言ってみれば非常に抽象的な表現がされているわけですね。ところ
が我々に託されたものは、条例化ということもそれも含めた中でこれを検討してい
くという重大な任務が課せられているわけです。そうなりますと立法事実、すなわ

ち条例を作る必要性はどうかということをしちんと掌握しなければならないと思うわけですが、せつかくこれを提案された皆さんから、もう少し具体的な説明がほしいなと思うんですが。例えば「③周辺地域の気温が上昇している。」と。何となく上昇しているのかなという感じはするんですが、果たしてこれが生活にどういふ影響を与えるのか、そういう問題が全くわからないわけです。そうなりますと、最終的な段階で判断をする場合それらができないので、できたら具体的なものがありましたら説明をいただきたいなと思います。

(議長) 関連ということですので (委員C)。

(委員C) 今、(委員A) から抽象的なところがあると、それは私も同感なわけですが、今日議題の中にある(1)から(4)までの中でもページの後のほうにも抽象的なところはかなりあるんですよ。それは私は今日来ている皆様方に集計といった何かを聞かなければならないなと思っていたところでちょうど(委員A) から発言が出ましたから、この後のそういう形の中で抽象的な「だろう」というようなことではなくて、こうだというものがなければ、我々として審議ができないだろうと。もしそこができないのであれば専門家を入れるとか、そのような形の中で議論を進めていっていただきたい。以上です。

(議長) (委員A)、(委員C) より意見がございましたが、市民委員の皆さまからはこの資料の只今の意見による補足や説明をできる方は…。(委員B)。

(委員B) ぜひ3回目のスライドの説明を思い出していただきたいと思うんですけれども、あのときにこれを見ながら具体的に土砂災害、例えば2015年にクリーンエネルギー清里で土砂災害が起こった、畑が土砂で埋まったことがあったというお話をさせていただいたと思います。それから水害に関しては、毎年実際に雨の度に水に埋まっているというお話もさせていただいたかと思いますが、多分12月でかなり前なので皆さんちょっと記憶が飛んでいるかとは思いますが。ここのところに関しては表なので非常に簡単に書かせていただいています。実際に皆伐により土砂災害の危険が増大するというのは、これはどちらかという常識的な部分かなと思ってあまり詳しくは書きませんでした。森林が失われることによって保水力が低下して土砂災害というのは全国で山のように起こっている。これは日々のニュースを見ていればわかると思います。実際に、2015年の7月に市のやっぺいらっしやるクリーンエネルギー清里で大規模な土砂災害が起こって畑が埋まったという事実がございます。それから、小さい土砂が流れたというのはあちこちの太陽光の設置場所で起こっています。実際に私が住んでいる所から200mの所ですけども、緩い傾斜ですが6月の、台風とか大きい雨ではなくて、梅雨のちょっとした雨で土砂が下の家に流れ込んだということがございました。ですからこの辺はすべてをここに具体的に書くというのはなかなかできないので口頭で説明させていただいているんですけども、実際に土砂災害が起こっていますし、そして今起こってなくてもこれだけ皆さんよくご存知のように森林が失われたことによって土砂災害が全国で起こっているという事実を考えれば、森林が失われることによってどういった影響が出

るかというのはお分かりになるかと思います。

一つこれに関連して言わせていただくと、太陽光というのは過剰にものすごい敷地を使うわけです。他のLNGの発電所と比べると約500倍の土地を使います。そして元々太陽光というのは屋根の上ということ想定してこのFITというのが始まったわけですが、実際に行なわれているのは地上、特に一番設置しやすい森林を伐採してということがものすごく行なわれています。実際に今北杜市で太陽光が設置された面積を見ますと、既に167ha、このうち約80%くらいが森林だと思われるんですが、これについてははっきりした数字はありません。ただ、以前環境部の部長が議会で答弁されたときに、111haだったと記憶しております。その当時の太陽光の敷地面積が約130haでしたから、かなりの面積が失われている。これだけの森林が失われることによって当然こういった森林の機能は失われるということでこのように書かせていただいています。

(議長) (委員A) どうぞ。

(委員A) 私が質問したのは色々これを詰めていきますと、個々にやっていくと最終的な積み上げで判断すると思いますから、個々に質問しているわけですから、これについては、例えば条例化によって財産権を制限する条例まで、もしかしたら我々としては提案しなければならない。こんなことも踏まえた質問であるわけです。個々にもっと具体的に、例えば周辺地域の気温が上昇していると言いますが、どのくらい上昇したのか、それによって生活圏に影響するのか、生活圏を脅かすのか、ここまで検討していかないとやはり財産権を制限するという判断はしにくいと思うわけです。そういう形で質問しているわけです。特に①でお話があったわけですが、全国にはそういう例があるとか、言ってみれば非常に抽象的な部分でもう少しやはり私としては具体的なものをもって判断したいと思うわけですが、今の段階ではそこまでしか説明ができないということであるならそれで結構です。

(議長) 今理解できないところで止まっていますが、今の話で説明しても大変だと思いますのでこれに関わる抽象的な資料がもしあれば、それはまた後日提出することは可能ですか。

(委員A) 私が言ったのは、要するにそこまで真剣に議論していかないとこれは判断できないよと私は思っているんですね。そういう思いから質問したのですが、今の段階でそこまでであるならそれで結構です。時間の無駄になりますから。

(議長) ではよろしいということですので。(委員B) どうぞ。

(委員B) 少し感覚的に私がわかりにくいのかもしれませんけれども、森がなくなる、その森の保水力であるとか、それ自体に疑問があるということでしょうか。私は空気は人間に必要と言っているのとほとんど同じなので、それをここで具体的に説明せよとなるとこれの話があまりにも無理があるかなと思うわけです。

(委員A) 当然伐採されますと、保水力が下がります。しかしながら、我々は北杜市に適応できることを、条例化を踏まえた上で検討していくということですから、全国的な一般的なことはわかるんですが、もう少し踏み込んで北杜市としてどうなのかとい

うことを我々は議論して理解した上でやるべきじゃないかなと私は考えていたので、そういう質問をさせていただいたんですが、ここではそれで結構です。

(議長) 今、副委員長から意見があるようですがよろしいでしょうか。

(副委員長) 今のお話をお聞きしております、私もエンジニアなものですから、(委員B)が仰っている内容は今のままでと少しあくまで主観的な部分が抜け出せないと思います。やはりこの場で第三者的な学術論文なり、そういったしっかりとした根拠を示していただく必要があるのかなど。先ほど言った保水力云々という話、これも太陽光が設置されたことによりということと…

(委員B) それではなくて、ここでは森林が失われているという…

(副委員長) 太陽光に限らずということでもよろしいでしょうか。

(委員B) 太陽光によって皆伐をされるので、その結果こうなるということを言っているわけです。太陽光イコールで繋げているのではなくて…

(副委員長) ではすみません、それも含めてですね、あと周辺地域の気温が上昇という、その辺の具体的な研究論文なりそういったものも提示していただく…

(委員B) すみません、皆さん前々回の説明がすっかり頭から消えているようなんですけれども、気温の上昇に関して「Nature」に発表された数字を出させていただきました。スライドでお見せして、紙でお渡ししてないので。副委員長はいらっしゃらなかったですね。なのでそれは仕方がないとは思いますが、あの時点で私は説明をさせていただきました。それで、アリゾナのソーラーパークで1年間の太陽光の周辺地域3ヶ所でチェックした結果、夜の温度が4℃上昇したと、そういう数字を出させていただいています。それから実際に住んでいらっしゃる方、近隣の方は夜の温度が非常に高く、エアコンを入れなければいけないといったことも具体的にお話を聞いています。その説明もさせていただいています。

(議長) (委員A)の先ほどの意見にもございましたように、重要な事項ということですので抽象的な内容ということではなくて、具体的な実体をもった調査を行なったのであれば、そういったものを用意できるようにあれば準備をしていく必要があることを申し上げたというふうに留めたいと思います。他はございませんか。(委員D)。

(委員D) (委員A)、(委員C)からご指摘がありますように、我々が今やっているのは因果関係がどうのというところになれば、我々が学術的な意味での知見が若干あったとしても認められる。ただ、絶対忘れてはいけないのは、先ほどから(委員B)がご指摘しているように、12月26日に現地を視察した、そのときにあった事実をどういうふうに記録するか、教えて貰わなかったらわからないのだったら自分で調べればいわけです。そういう姿勢がなければいけないのと、逆にこういうふうに進められているということに対して放置しているということ自体が無責任な話で、それを早く救済しなければいけないというのが普通の市民の務めです。それを説明して理解できなかつたらその間は放っておけという関係で我々はこういう委員会をやっているわけではないんです。因果関係がどうのこうのというのはどっちでも構いません。言われるように、上位法がどうだとか、そういう問題は詰めていけばい

いわけです。たまたま委員が交代されるかもしれないということなんで、そこは知見を聞けばいいわけです。

それと実際に温度の問題に関しては、あとで説明ができる時間があればいいと思いますけども、視察のときに調べられた(委員E)はデータを既にお持ちです。裁判所に出しているデータがあるわけです。それを委員長含め前の事務局が、視察しちゃいけない、そういうことは拒否しようというようなことがあったものだからここで二転三転するわけです。そのへんです。なおかつ、このところを究明する感覚をどうしてお持ちになれないんですか。それだけはぜひ全員反省して取り組んでいただければと思います。

(議長) (委員A) どうぞ。

(委員A) 私が聞いたのは、皆さんが研究されて提案されていますので、そのような資料をお持ちなら説明してほしいということでお聞きしたわけです。我々も何も調べていないわけではなくて、自分たちなりに調べてはいるんです。でもやはり限界がありましたので、さっき言いましたように、やはり最終的にはそこでやればいいのかというわけではなくて、その都度その都度詰めていってそれらを通して最終判断をしなければならない。条例化、財産権の制限を場合によっては、しなければならないということになりますと、例えば気温が上昇しているというお話があったんですが、今建てられた誰々さんがそう言っていましたとか、そうであろうかなとは思いますが、きちんとした判断材料が少し薄いなと思いましたので、(委員B)なり皆さんがそういう資料をお持ちかどうか、私はあれば説明してほしいという気持ちで申し上げましたので、もしないならそういう理解をしますので結構です。

(委員D) (委員A) は持っているんですか。

(委員A) 持っていないから聞いているんです。

(議長) よろしいですか。繰り返しになるので、今仰った内容でもって準備できるものがあれば準備していくということで先ほど言いましたとおりですので、この件についてはこれ以上議論する必要はないと思います。(委員E) どうぞ。

(委員E) 副委員長が太陽光の評価をやっておりますよね。そのときに周辺の温度や太陽光パネルの表面温度の測定はしていないんでしょうか。

(副委員長) 我々が測定する中で、太陽光パネルを25度(気温)の環境下に置いて出力を測定することはしていますが、温度試験というものもあります。一定の太陽光を当てて温度の上昇値を見ると。ただ、それは当然太陽光の光のエネルギー1,000Wのエネルギーを受けるわけですから、これはパネル自体の温度は上がります。すべての電気がエネルギーに変換されるのであれば熱上昇はありませんけれども、一部のエネルギーは熱と化してエネルギーが変換されるというところで温度上昇は当然あります。ただ、その環境として私が申し上げたのは先ほど(委員B)が仰っていましたが、そういう資料があるということであれば私はそちらの資料を見せたいというふうに思っております。

(議長) よろしいですか。すごく長くなって申し訳ないですけど、先ほどから言っている

内容についてはずっと同じことを喋っています。ここに挙げるものについてはもしできれば調査案件であれば、ないのであればこれから調査をして数字を積み上げていくとかそういったものを準備するような気構えが、この検討委員会に出す資料としては必要ではないのかなというところで終わっているような気がします。準備できているようであればそれをまた資料に残して、どこかで提示できる場所があればしてもらおうということによろしいのではないかと思いますのでどうでしょうか。これ以上ここで吟味する必要がありますか。

(委員D) 先ほど森林の伐採の話が出ました。当然太陽光のために伐採したのかどうのこの問題がありますけども、林政の担当の方が今日来られていますけども、林政課で言える森林の伐採の実績値、それからどういうふうに変遷しているのか、そういう資料は基本的にあるはずです。そういうものは是非前もってまえびろに発表していただく。補足資料として大変参考になるわけですから、それが太陽光に関連するかどうかというのはこれはまた違った次元の問題です。ただ、基礎資料として必要なものはオープンにしていく、そういう視点でぜひ事務局関係の方々の方々のあなた方もこの一員だという気構えでもって積極的に資料の提供をお願いします。

(議長) 只今の(委員D)の発言については市民委員だけでなく、関係する個所において基づく調査内容等資料がございましたらこれも提出すべきじゃないかというご意見ですので、これもまた先ほどに通じていることですので、①から④の件についてはよろしいでしょうか。皆さんのご意見をこれで終わりたいと思いますがこれでよろしいですか。どうぞ。

(委員E) 実際に今(委員A)が温度上昇に関して3回温度上昇と言っていましたので、私は温度が上がるのかと副委員長に聞いたら実際に温度が上がると。しかしこのあとには確実なデータというものはないんですが、素人考えで、真夏の車のボンネットの上で目玉焼きが焼けるというくらい反射率というのはすごくあると思うんです。それは太陽光パネルも同じように反射するんだよということであれば、あの面積全部がヒートスポットになってしまう。それをじゃあどうやって具体的に資料で出せと。

これは非常に難しい問題だと思います。先ほど(委員B)の仰ったような「Nature」に載っている。あれがやはり一流の資料じゃないのかなと私は思います。以上です。

(議長) 個別案件に基づく内容については非常にこの検討委員会に前もって持ち出すのも難しいところがございますが、もしそういった形でもって、一般的な資料があるのであればそれが利用できるのであれば利用したほうがいいのかと思います。(委員F)。

(委員F) 気温上昇に関しては間違いなく「Nature」の論文がありますから、それを全員に配布していただいたらどうでしょうか。

(議長) (委員A)の意見から始まった意見交換が色々となっているわけですが、(委員A)が承諾しているようですのでよろしいですか。

(委員A) 要するに私が言いたいのは、自分も納得して話を前に進めたいなと思っていましたので、そういう資料がもしあるならば。自分で調べろと言われましたけどね、そ

れなりに調べても限界がありましたので、皆さんが調べてあったら欲しいので、もしいただけるのならそれをもって説明をしていただきたい。

(議長) 理解を得たところで意見が繰り返されていますので、申し訳ないですがこれは先ほど話された内容と同じと解しまして、①から④については以上で終わらせていただきます。

続きまして、「北杜市の誇る景観への配慮がない」という「(2)景観の保全に係る事項」に移りたいと思います。こちらはこのあと①から⑦までございますので、これについてご発言がある方は求めます。(委員C)。

(委員C) 次の項目に入るわけですが、この景観というのは非常に難しい部分だと思います。景観に対する各々の考え方は違うという部分がまず第一にあって、一つの基準があった中で色々な話が論議できるわけですが、なかなかその人の感じというものがありますから難しい部分がある。ただ、他のこれは景観の配慮がないとかというような先ほどの抽象的な形になっても、私が納得する中で今からどうするかというところの判断材料にしていきたいなという考え方の中で、今、景観についての考え方、皆さんの意見をお聞きしたい。

(委員G) 今の(委員C)のことにも関連するんですが、先ほどの前段の議論にもあったように(委員A)が指摘したように、具体的な判断材料を数値で示せと。これも一理あると私は思うんですが、今、(委員C)が言われたように景観ということになると、さらにそれぞれの受け止め方ですから、難しい判断になると思います。

「①工事現場の足場のような見苦しい設置」と。見苦しいかどうかというのはそれぞれの判断が違ってくる。それから「⑤眺望を遮り、圧迫感のある高さの設備がある。」と。眺望をどこからどこまで遮っているのかという判断も難しいし、圧迫感がある高さというのも、圧迫感とはそれぞれの考え方だということで、私は市内を歩いて色々取材した経験があるんですが、こここそ北杜市が誇る景観を守るためにそういう心配があるということをよく理解していただくことが必要じゃないかなと思います。

観光客が多くみえていますけども、ペンションにせっかく来たのにパネルが乱立する森を見に来たんじゃないと多く聞きますよね。いわゆるそういう人の感じ方ですから、なおさらここはこれから作られるであろうところにブレーキを掛けるためにもこういう観点は必要だと。先ほどの全体の説明で議論があったようなことをさらに追求していくということになると、ここはなおさら難しい判断になると思うんですよね。ですから、私たちは北杜市内に住んでいるわけですから、大勢の市民の皆さんの声も日々聞いているだろうし心配する声も聞いている。そのことをこの北杜がそれぞれそれこそ自然を守っていくと。観光心というか、そういうことだからいわゆる財産権との対立となると思いますけども、それに勝る、守らなければならないものは財産権の主張があるでしょうけども、北杜市が誇る景観を守ることに重きを置いていくようにすべきだなというふうに思います。

さっき崩落の例が示されましたけれども、(委員E)の一角の問題もあります。

私たちは、1、2ヶ所でもそれは5、10、20ヶ所でも起こる可能性があるというふうに考えて、これから作られてしまっていくことへの一定の規制というのは、くどいようですが景観や自然を守るということについては、行ったこともない遠くの市の条例を作って規制するわけではなく北杜市の条例を作るわけですから、私たちもおそらくここは大事に守るべきことだというふうに私は思います。以上です。

(議長) (委員 C) どうぞ。

(委員 C) (委員 G) の話も一理あるわけですが、基本的に景観のところだけを捉えていくと、ここには皆さんからお示しをいただきました資料の中で、北杜市の要綱、山梨県のガイドライン、経産省のガイドラインがあるわけですね。ある程度国や県から一つのものをもってこの景観という話をしているんだろうと思いますから、法令については我々が調べるのか、それともわかっているのは事務局で、こういうような考え方を県や国が示しているというものがあつたら出してもらえるのが早いかなと思います。

(議長) それはこの場で求めますか。

(委員 C) もし今わかれば。わからなければ後で結構です。

(議長) 事務局側で①から⑦に関する、市あるいは県、経産省これに関する何らかのものがまずあるかというところでの説明はできますか。

(事務局) ここに書いてあることがすべてだと思うんですけども、やはり先ほどからのように景観というところで基準がなかなか見出せないところがあります。当然景観条例のときに高さとか後退距離とかという議論がかなりありましたけれども、基準がないということがありまして、例えば高さが2mがいいのか1.5mがいいのか、そういった基準がないというところで景観条例の指導でもできるだけ低く、できるだけ後退というところになっています。景観の文言もすべて少し曖昧な捉え方になっているというのが現状だと思っています。以上です。

(議長) ここに書いてある資料については、市民委員の皆様がここに書かれているコメント、関わる個人の主観的なご意見等があると思います。北杜市、山梨県、経産省については、地域社会における広く客観的なものに基づいた条例になっていると思います。その辺を対象として、何かご意見があつたらご発言ください。(委員 B) どうぞ。

(委員 B) 景観に関して基準がないというのは、今までまちづくり審議会とか色々傍聴してそういうご意見がたくさん出ていることに私自身ははっきりいって驚いています。景観というのは数値で示せるようなものではないです。ただ、それを大事にしようということで景観法が制定され、そして全国でこういった景観行政団体ができて景観条例というものができたと思っています。

逆にお聞きしたいんですけども、絵葉書のだ真ん中に例えば富士山の真下に太陽光パネルがずらっと並んでいるのを売ろうと思いますか。それを見て観光客の方が来たいと思いますか。やはり10、20人の方が見聞きしたときに、富士山を見

苦しいと思う人が何人いるか。その下に単管パイプが丸出しのパネルが出たら美しいと思う人が何人いるか。そういった相対的なものです。でもその中で多くの方が美しいと思うものはだいたい似ているので、全国で見ても絵葉書の真ん中に電信柱が写っているのは見たことがないと思います。これを、基準がないから何もできないと言っていたら、景観条例というもの自体が存在の意味がないと私は思います。それはあなたの主観でしょと言われてればそうかもしれませんけれども。逆にお聞きしたいんですが、前回見に行きました、中央高速のすぐそばの高さが4、5mくらいの太陽光パネルの前のお家。(委員C)にお聞きします。そこにぜひ住みたいと思いますか。

(委員C) 自分の所へ太陽光が来るというところでなかなか難しい問題もあると思いますが、逆に言えばそこは話し合いただと私は思っています。基本的にさっきから出ていますように、財産権の問題がありますから、その話し合いによってどうしても作るということであれば、そこでパネルを低くしてもらいたいとか、こうしてもらいたいという話の中でやるしかないかなど。それを駄目だという話ができるのであれば私ははっきりしますが、なかなかそこが難しい。それは財産権の問題です。

(議長) (委員B) どうですか。

(委員B) そこに関しては、今お話が条例化するかしないかに関しては財産権がどの話にずっとなっているんですけども、元々は市民がこういった問題に直面しています。みんながこれで困っています。だから私たちが今まで4年間色々な活動をしたり、署名を集めたり国に話をしに行ったりしています。こういった問題がありますということを具体的にお話をしているんです。ですから、条例ができるかできないか、財産権に当たるか当たらないか、という話にも今いってしまっているので、まずこれに皆が困っているということを理解していただきたいと思っています。

(議長) 個人的なやり取りもありましたが、申し訳ないですけども何回も申し上げますが市民委員皆さまが仰ったように、個人的に係る主観的なものが書かれています。北杜市、山梨県、経産省については、地域社会における客観的な形でもって基づいた条例ということになっておりますので、これを比較しながら進めていかなければならないというふうに思います。このやり取りを続けても細かい部分でかなり意見が建設的に交わされるというよりは衝突になるのではないかと思いますので、これ以上進めていくのはどうかなと思います。(委員E)何かありますか。

(委員E) ちょっと整理する意味で発言させてください。先ほどの話にもありましたが、(まちづくり推進課職員)が仰られた意見は事務局として仰られているんですか。それともまちづくり推進課として仰られているんですか。つまり、環境に関する条例に関しては生活環境部の管轄ですよね。少し説明だけしますけども、2月23日に第5回の環境審議会というのがありました。そのときに、パブリックコメントも出されています。その中に森林や景観に関する意見が相当出ました。その審議会の内容は当然アップされていますので皆さんご覧になれると思いますけども、そこでの審議の結論としては、環境審議会だけではいかないと。太陽光がこの問題に関わ

っているということは誰もが知っている。そういう意味で、関連するような審議会にも十分意見を通して、その意見を皆さん市全体で話をするようにしたい。というのは、生活環境部環境課の管轄する北杜市環境基本計画に関わる意見ということで管轄課があるはずで、そこに出されている意見が15名から69件出ています。そのうち30件くらいは太陽光に関係する景観の問題です。それを抜粋して、この委員の皆さん方にも周知を徹底するようなデータなり資料を、今のレベルの皆さんですから我々も含めて勉強する資料として、是非提出をお願いしたいと思います。委員長からもお願いしてください。

(議長) 今、(委員E)から意見がありましたが、お答えできる方はいらっしゃいますか。

(事務局) 資料については当然パブリックコメントで公表しており資料提出もできますので、次回に提供させていただきます。

(議長) (委員F)どうぞ。

(委員F) 自然環境の保全もそうなんですけど、この景観保全についても景観が損なわれている現状が容認できるのかできないのかということをしかりと皆さん議論していただいて、やはり今のままでいいのか悪いのかというところがまず出発点だと思うんですね。その上でもし条例化が必要であれば、そこは皆さんで知恵を出し合って、どんな資料がいるとか色々と工夫をしながらやっていくわけで、まずは現状を放置していいのか、ということに市においてお話していただくのがいいんじゃないかと思うんです。その上で条例化が必要であれば、そのためには何が必要かという議論に入っていったほうが良いと思うんですけどね。以上です。

(議長) 項目をここでもって一つ一つ片付けていくには、まだ市民委員の皆さまからの資料に基づく議論をしているだけですので、前からも申し上げていますが、まだまだこの先、国の関係機関ですとか色んな意見を聞きながら、最終的に市に対する提言をまとめ上げなければならないと思いますので、ここにおいてはこの項目に対する質問、あるいは補足意見等に止めておいたほうが良いかと思いますがどうでしょうか。委員の皆さまご意見どうぞ。

(委員B) 基本に戻りますが、なぜここでこれだけの項目を出しているかというのは、要するに指導要綱や景観条例で、できるだけできる限りということで、曖昧な形で条例であっても指導要綱であっても規定されているために、できる限りの高さというのにはものすごく大きな差があって、4mくらいのものであれば、1mくらいのももあります。できる限り後退といっても40cmくらいのももありますし、5m、10mのものもある。そういったことで実際には、市民にとっては問題がそのまま放置されている状態だということはこの具体性のない言葉によって、こういったものもたらされている。それから遮蔽するというふうには書かれていても、実際遮蔽するに十分である植栽がない、その事実をぜひ皆さんに理解していただきたい。それを、いやそんなことはないということがあれば逆に言っていただきたいですけれども、こういった事態になっていて、せっかくガイドラインや景観条例、指導要綱で書かれていても、住民にとって問題が解決されていないという事実をわ

かっていただきたいです。

(議長) (委員H) どうぞ。

(委員H) 先ほど(委員C)の仰った意見のところ、ここで私たちが景観に関して色々太陽光に絡まる話で7項目ぐらい出ていますが、実際には景観条例というのは太陽光の要綱が出る前に北杜市としてあるんですね。目的として今、目の前にあるのを読んでみると、「景観まちづくりを進め、もって北杜市の美しく風格のある風景づくりの推進及び愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ることを目的とする」ということで、この北杜市は景観の良い所でありそれを守っていこう、伸ばしていこうということだと思います。平成23年に成立した条例ですが、そのあとに太陽光に対する要綱ができて、要するに太陽光ができてきた。太陽光も先ほど(委員B)が仰ったように景観を妨げ、ある意味では邪魔するようになるものだと私は思います。景観条例が既にあることを踏まえて太陽光に関わる条例をもし作るとしたら、少なくともそういう考え方、太陽光に絞って、景観と太陽光という対比でもって詰めていこうじゃないかという提案なわけですね。ですから、先ほど仰った景観が財産権に関わるという、それは景観条例ができたときに既に話をしていなければいけないことです。既に言われたんだと思いますけどね。だから(委員C)の先ほどの言い方のところでは、条例化、財産権に絡んだような言い方ですが、改めて具体的に(委員B)が仰ったように、景観を妨げることもあるのでこういうふうな数字でもってセットバックしたほうがいいのか、あるいは山並みが見えるところにはできるだけ隠したほうがいいんじゃないかとか、もしそういうアイデアでもって太陽光との関わりで景観というものを考えていく必要がありますよと。既に条例があるんですから、それにむしろ条例のほうが太陽光を無視して立派なものができちゃったじゃないですか。私はそれは合わせていこうということだと思うんです。そういう意見です。

(議長) (委員C)。

(委員C) 景観条例がある、太陽光の要綱よりは条例の方が先だと。これはその通りでわかるわけですが、私が言うまでもなく太陽光の要綱よりは条例の方が強いわけですからね。あつた中で皆さんがこうやって問題の列挙をしていますよというところから考えたときに、その条例がある中でそのようにすれば、次に考えられるのは皆さん言うように、セットバックしなければ、とかそういうことについては、またそういう強いものでやっていかなければならないんじゃないかなと。景観条例でできないのであれば。要綱でそれを押さえて景観条例でできない。じゃあそうするとまた一つ上の条例で押さえなければそれができなくなっちゃうんじゃないかなと私は考えています。

それともう一つここで確認だけしておきますが、太陽光という絡みの中での話、この委員会は太陽光「等」再生可能エネルギーという、このところだけは一応承知をしておいてください。

(議長) (委員I) どうぞ。

(委員 I) 私自身の考えとしては、市民委員の方が提出してくださった資料に対しての諸問題といわれている部分に関して私も問題だと思っているので、これをどう制止していくかということは検討していかなければいけないなと思っています。前も少しお聞きしたんですけど、私は市内に住んでいます、(委員 J) に関してはここに住んでいるわけではないので、県外に住んでいる方として、この間の視察も含めて実際に太陽光が作られている現状を見た上で北杜市の景観をどう感じているのか、一つの意見として伺えれば良いなと思っています。よろしくをお願いします。

(議長) (委員 J) お願いします。

(委員 J) ありがとうございます。私は景観問題は風力発電設備については学術的に関わってきました。太陽光発電については正直なところ初めてです。先日見学もさせていただいて、考えなければいけないのは現時点で問題とされている案件や設備への対応、そして、今後入ってくるであろう新設備への対応、それぞれの対応が変わってくると思います。ですからそれを整理して考えなければならぬ問題点が色々提示されていますけれども、市がそれぞれの問題に対して何が具体的にどういうことをやられてきて、こういうことを法的にやれるんじゃないか、というその辺りのことを、法律家の方がいらしたらそれぞれの対応についてもっと踏み込んだ議論ができるとしています。

実際、景観問題は非常に主観によるところが大きいですが、風力発電よりも太陽光発電はより住民の方が住んでいる地域に入っているものなので、パブリックコメントでも景観問題の懸念について書いていらっしゃる市民の方が大変多かったということは、やはり事務局、市の担当者の方もこれはしっかり真摯に受け止めなければならないと思います。市としてそれぞれ問題とされている案件の発電所に行かれたり、話し合いの場を持たれたり指導されてきた。一生懸命限られた人数の中でやってこられたことは伺ってますが、もう一步踏み込んで対応していかなければなりません。どうしても再生可能エネルギーは地域社会と共存していかないと持続可能な社会を築いていくとは言えないので、この辺りのことは私は法律家の先生をぜひ次回お越しいただいて、これまで市としてどのような対応を問題とされる案件に対してやってこられたのかということと、あとは、やってきたんだけどもどいうところが問題として残っているのかとか、そのところをより具体的に明らかにしていければと思っています。

海外や日本の他の地域で太陽光に限らず景観問題に対して解決の道筋を見出したという事例もありますが、それが北杜に合うかというところがあって、それぞれその町によって相当特色も違いますし、その辺りが非常に難しいんですが、もう一步踏み込んで、解決の方向に持っていけないとと考えています。

(議長) ありがとうございます。北杜市の中でも時系列の表を見ますと、(委員 J) が仰ったように、色んな会議が開かれて、その度に課題が提議されて、指導要綱であったり条例であったりというふうに改案されてきたりという部分もあるかと思っています。今後もそうしなければいけないということで、この検討委員

会もあって、意見を取りまとめて提言を審議していくということになっておりますので、それこそまさにここでもって、ある程度私どもも市民委員もいらっしやいますし、事業者もいらっしやいますので、(委員J)の仰るように、この場でもって今のようなことをもう一度話をして提言をしていくという場ですので、ぜひそういうふうにご場を私たちどもが完成してほしいと。

(委員J)　そうですね。市民委員の方から色々課題が出されてきて重々これは問題だと思うんですが、市として対応してきて、こういうことをやってきたんだけどこういう課題がある、という細かい問題点を知りたいのです。市がこれまでこういう対応をしてきて、なおかつこういう課題があつて踏み込めないんだとか、そのところが少しわかりにくいというところがあつて、その課題整理をもう一步踏み込んでやっていただかないと、解決策がなかなか見だしにくいと感じています。条例化にする、景観条例を改正するなど、どう解決策を出しているのか、市の側の対応として課題として抱えていらっしやることを整理していただきたいです。

(議長)　この検討委員会ができるまでの直近の部分で構わないんですけど、ここに検討委員会が開かれるようになった経緯みたいなものを事務局では把握しているでしょうから少し紹介していただければ。直近でいいと思います。遡るとまたたくさんあるようですから。

(事務局)　最初にこの会の目的を言ったときに、平成29年第2回の市議会定例会において審議された特別委員会での議論を踏まえる中で、再生可能エネルギー、特に太陽光についてですが、担当者の枠にとらわれず、市民・事業者・議会・学識経験者を交えた中で、推進と規制、また条例化も踏まえた中で調査・研究・検討を行なっていただきたいということで委員会を立ち上げました。当然今までも市が先ほど言ったように、まず設置要綱があり、そのあとに指導要綱があり、また景観条例ということで指導してきましたが、どうしても太陽光設備に対して禁止することができないと。先ほど景観条例もの話もありましたが、景観条例とは上乘せ条例であります。当然建築物を建てる時に、例えば意匠であったり、色であったりそういったものも規制しています。

景観条例は太陽光を決して禁止するものじゃないです。適正導入という言葉は嫌いだと思うんですけども、導入するのであれば、景観にマッチした導入をしてほしい、というようなところで景観条例があります。景観条例も指導要綱も、どうしても事業者の協力によるものもあります。条例にすることによって、まず太陽光の届出が義務化されたということが一番大きな問題で、それは届出がないと法律により罰則があります。そういった段階を踏みながら、一番言われるのが、先ほど景観というのは非常に主観があつて、人それぞれであつて、太陽光が迷惑施設なのか色々考え方があるんですけども、当然止めることができないので、さっき言ったようにできるだけ低くとか、できるだけ道路から離すとか、人が歩いても見えないように植栽をすとか、そういった指導をし

てきました。それに協力を得て対応してくれる事業者もいれば、先ほど木を植えても本当に小さくて、いつになったら大きくなるのかというところもあると思います。

今の太陽光について、どうしても上位法令がないということを散々言っているんですけども、今、市としてもできる限りのことをやってきた状況の中で、今回検討委員会を立ち上げまして、その中で皆さんにご検討いただいております。また、検討の内容を提言をいただくとしております。

(議長) (委員J) よろしいですか。もう少し足りないですか。何かが条例を改変してもそれでも駄目なんだという、そこに何があるんだといお聞きしているように聞こえるんですけど、その辺はまだはっきり今の説明では伝わりませんか。

(委員J) 要するに、やはり行政指導としても限界があるということが一番の課題ということでしょうか。本当はもっと改善してほしいんだけど既に建っている案件については難しいということでしょうか。

(事務局) 色んな業者がいます、当然指導要綱や条例に則ってやってくれる事業者もいます。またそうでない事業者もいるというところで、逆にそういうやってくれない業者に対してどうしたらいいか、というところがあると思うんですけども、なかなかそこに指導要綱では限界があるというところでございます。以上です。

(議長) どうでしょう。まだ唸っているようですが。

(委員J) 承知しました。

(委員B) それに関連するかわかりませんが、山梨県の適正導入ガイドラインにおいて、遵守すべき事項ということで、敷地面積2,000㎡以上の場合は緑地割合が20%以上、水平投影面積3,000㎡以上の場合は15%以上の残置森林または造成森林というふうにガイドラインには書かれています。ただ実際に私が見たところ、そういった現場はほとんどないと。林地開発に係っているもの以外のものに関しても、そういったものは見られていないというふうに理解していますが、実際どのように指導されているのか、指導された結果、そういうことになっていないというのはなぜなのか、事務局の方教えていただけますでしょうか。

(議長) 事務局は返答できますか。よろしいですか。どうぞ。

(事務局) ご存知だと思いますけれども、林地開発になった場合、許可制になりますので当然遵守しなければならない。それ以外についてはパーセントが課せられないという現状がありますので、やはりそこについては事業者には指導はするんですけども、それが限界だと思っています。

(議長) (委員B)。

(委員B) ということは、指導してもこれはガイドラインで法令ではないので任意協力が現実に得られていないということでしょうか。

(事務局) はい。

(議長) 先ほどの(1)、(2)について①から⑦のご意見を伺っておりますが、先ほど(委員B)のご意見がありました、ここにある項目によって、どのような弊害があるかというようなこと。これについては先ほどの(1)と同じように(委員C)からもご指摘がありましたように、具体的な何か資料がないかと少し似通っているというところもあるかと思えます。ここにある「市の誇る景観への配慮がない」中での①から⑦までの項目について、こういう状態の中ではどのような弊害があるとか、観光や色々な産業に影響があるとか、生活にどのような弊害が生じるというようなものも付け加えた中で、もう少し項目を厚くしていって、提言の中に活かしていけるようにしていけばいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。(委員A)どうぞ。

(委員A) この会の進め方で、さっき委員長が仰いましたよね。委員の皆さんから提出された資料について提案されたことに対して質疑をしながらやっていくと。これがすべてではなくて、それによって足りない部分はまたその後やっていくと。これは正しいことですね。そこで、(委員B)の仰ったように、このままでいいんですかということですよ。この状態をこのまま続けておいて、あと3,500件くらい増えてしまうんじゃないかというものをこのまま放置していいのかという質問がありましたよね。そこが一番大事なことじゃないのかと思うんですね。ですからまずこれを検討していただいて、特に市民委員の7人の皆さんが、我々より一生懸命調べていただいて活動する中でまとめた資料ですから、せっかく提案されたからこれを参考にしてこれを元にやってください。そこで次のステップに行くということで。できたら今のままでいいのかこれじゃ困るなというのが一般的な感覚なんですけど、どこがどう困るのかということは我々委員としてきちんと把握したいと思っていますので、できるだけわかる範囲でもう少し具体的なものが説明いただければ、我々もこれから研究していく上で助かるなという感じがしますので、ぜひその点よろしくお願いします。

(議長) それでは(委員A)からも、①から⑦の件に関しての課題によってどのような事態が起きる可能性があるとか予見できるとかお聞きするとか、そういったものを加えて厚みのあるものにして提言の材料としていくべきではないか、ということでこの件に関してはよろしいでしょうか。次に移りますが。どうぞ。

(委員C) 意見ではないんですが、メンバーの中で今日発言しているのが市民委員の皆さん、または我々、学識経験の方という形なんですけど、事業者の話があって、そこも含めて聞いた中で前に進んでいかないと。我々は知識として提供してもらいたい。そこら辺を少し意見を聞いてください。

(議長) 今、(委員C)からそういう意見がありました。それでは(委員K)どうぞ。

(委員K) 事業者等の表も出していただいていますけれども、私どもは市外の事業者という立場でそこに対して何かできるかということで参加をさせていただいております。基本的に太陽光の事業に関しては20年間そこに設置をして、最も近

くにお住まいになられる方々が影響を受ける事業になりますので、私どもとしても景観等に関しては非常に配慮した上で事業をやっていくのが最も重要だと思っております。先ほどの議論の中でいきますと、景観に関しては具体的にその基準を設けて、フェンスは絶対何m下げるとか決めきことは難しいということであれば、例えばある程度の規模の事業に関しては、こういうような委員会の設置をして、市民の方の意見も踏まえてその景観に対して指導をやるのか、アドバイスをやるのか、どのくらいの強さのものができるかわからないですけれども、そういったものを間にかませることで、ある程度公開されることで事業者に責任感が生まれるという面もあると思いますし、そういった方法をとって主観でしか判断できないのであれば、なるべく多くの方の目を見て、そういうものを判断するという方法もあるのかなと今思っております。その中で既に設置済みのものや低圧の小規模のものまですべてにそういった手段がとれるかどうかというと、私どもとしてもどういった手段があるかというのは、もう少し考えていきたいなと思っております。

(議長) 事業者の委員からのご意見でした。(委員L) どうぞ。

(委員L) 事業者側からの考え方として色々考え方があるのですが、まず設置工事を行っている事業者と発電事業者と2つに分かれると思うんです。それで、うちの会社の場合、両方やっているんですが、要するに土地を買ったり借りるなりして設置をする人たちは、土地の値段があって事業の利益率の問題もあって、例えば景観のためにパネルの枚数を減らす、高さを低くする、後退する、フェンスを設置する、緑地帯を設ける場合に、それだけ景観に配慮すればするほど利益が減るという問題があって、なかなか実際に発電している方はそういうふうにしたがらないと。ただ、私たちのような工事をしている側の人間からすると、地元ですからどういう問題があるかというのは理解しているので、そういう改善をしようとする努力はしているけども利益を減らすことによって改善する。要するにそこの駆け引きが難しい。だから今結構苦労しているんですね。

お金を儲けようとするほど景観を犠牲にしなければならないので、利益を減らすというのは会社の経営が苦しくなるのでそこのところが一番難しい問題です。経営が苦しくなることによって自社の管理もできなくなって、崩壊してしまう可能性があるんですね。倒産しちゃうと管理もできなくなって、そのあと滅茶苦茶になると。だからそこで一番重要なのは、どちらかということ市内よりは市外や県外の業者、投資してくる投資家に対してもう少し周知したほうがいいんじゃないかと思えます。北杜市に住んでいない人は理解していませんよね。都会から来ると景観なんかよくわからないというところがあるので理解されていないと思うんですよ。もう少し指導するというか、周知活動が必要かなと私は思うんですよね。遠くから来る投資家に対して、北杜市はこういう考え方だから理解してほしいと。条例の届出すらしていない方もいるわけですよ。だからそういう人に周知するのにどうしたらいいか、そこのところの

まず市の指導とか周知とか理解してもらおう活動が重要なこと。そこからスタートして、最終的に規制をしていけばいいのかなど。実際にやっている人たちはわかっているからやっているの、ただ収入が減るのが嫌だというだけなので、そこをうまく理解しあうしかないかなと思います。以上です。

(議長) それでは、今の (委員L) の意見も一番最初の案件にもありましたように、住民と事業者相互の周知という問題はあとで話さなければならない部分に関わってくると思います。それではどうでしょう。この件についてはよろしいですか。終了して「(3) 生活環境の保全に係る事項」に移りたいのですがよろしいでしょうか。ではこの件に入ります。(委員E) どうぞ。

(委員E) 事務局にお聞きしたいんですけど、今日配られた資料がありますよね。その中に市内事業者、市外事業者、パーセンテージが出ています。

(議長) (委員E)、その件については最後の(4)のところで(委員B)からまず説明を行いますのでそうしてください。

(委員E)

わかりました。失礼しました。

(議長) それでは戻りますが、「(3) 生活環境の保全に係る事項」の①から⑥の6項目について質問ご意見ございましたらお願いします。(委員C) どうぞ。

(委員C)

全体的な話が出ちゃっていますから色々ここでやっても、お聞きしたいと思うのは、専門家のようなことだと思うんですよ。低周波の関係がよくわからないというのがあるんですよ。どういう感じなのか。皆さん方、大変であるのであれば、こういうところは確認して今日話をしなければ、なかなか進まないかなど。これは先ほど少し話が出たように、太陽光のパワコンの低周波もあるだろうし、もしかしたら風力発電の話も出るかもしれない。そういう部分について私の素人なりの考え方ですが、風力発電についても低周波の話は聞いていますから、そういうところをしっかりと私は聞いておきたいということがありますから。そこについて委員長、配慮をお願いしたいと思います。

(議長) (委員C) からありました質問ですが、パワコンの低周波についてどうですか。(委員B)。

(委員B)

今日、具体的な数字とかそういったものは持ってきておりませんが、総務省のホームページを見ていただくと、パワコンの低周波についてかなり詳しく載っております。実際、太陽光パネル、太陽光電池そのものは電磁波も低周波も出しませんけれども、パワコンに関しては電磁波もありますし騒音もあります。一般的に聞くとエアコンの室外機のようなもので、低周波の騒音の被害というのはあります。「40mくらい離すこと」みたいなことが書いてあったと思うんですけども、実際に住んでいらっしゃる方、私も何人も聞きましたけれども、低周波ですから大きな音ではないですけども、ブーンという何とも言えない頭が痛いような音が近くに住んでいる場合はあるということは聞いております。これはパワコンなのでパワコンの位置をどこに置くかという部分です。

(議長) (委員C) よろしいですか。

(委員C) そこについては感覚の話になってしまう。逆にいえば距離が離ればいいという、今の段階ではそんな理解をしていけばいいわけですね。

(委員B) 私もそこまで専門家でないのであれですけども、総務省のホームページでは何mということが書かれていますし、これは離れば離れるほど当然被害が少なくなるわけですから、離ればいいという前提で国のガイドライン等についてもパソコンについてはこういった距離を離すことということが書かれているんだと思います。

(議長) (委員L) どうぞ。

(委員L) 私の事例なんですけども、パソコンの機種を変えたという事例があるんですよ。要するに、メーカーによって音がうるさいパソコンもあれば、静かなものもあるんですね。それで、私のお客さんで近所に迷惑になるからこの音じゃ駄目だから他のメーカーに変えたいとって変えた事例があります。だから、距離を離せばいいという問題ではなくて、機種メーカーの何がこういう音が出るとか、メーカーによって違うんですね。だから一概に距離だけでは言えないと。どのメーカーが音がうるさいとかうるさくないとか。逆にメーカーごとにこういうふうな音が出るというのは出しちゃっていいと思うんですよ。そうするとメーカーが静かなものを作るので。ただ、音がうるさいほうが効率がいいという技術的な面もあるんですね。人間の耳でうるさい音は。

最初、私が家に付けたときに、うるさくて業者に変えてくれと言ったことがあったんですね。家に付けるとピーピーうるさいじゃないですか、耳鳴りがして。それで、最近の住宅用は音はほとんどしなくなったんですね。ただ効率が少し悪くなったというそういう問題。だから、事業目的の場合はうるさいのを選ぶんですね。そこをよく理解していただければなと思います。要するに機種によって音が違う、一概に距離だけじゃないということです。そこだけは理解してください。

(議長) (委員C) どうぞ。

(委員C) 騒音の話が出ましたが、低周波はどういう考え方をしているんですか。

(議長) 低周波と騒音というのは切り離した話ですか。

(委員C) 音が出ているというのと低周波の感じがイメージがわからないんですよ。

(委員L) 低周波というのは風力の場合の話じゃないですか。

(委員B) 騒音の中の低周波という話ですか。

(議長) マイクで説明できる方どうぞ。

(委員H) 私は耳が悪かったので耳鼻科でよく調べたんですけども、皆人間は低周波から高周波から中周波とって、波の振幅の大きさで、例えば高周波の場合はコウモリは聞こえているけど人間には聞こえていないということがあります。私は耳が片側悪くて低周波があまり聞こえていないんです。だから、例えば家でよくあるんですけども、換気扇が回っていて、家内はうるさいといいますが私は全然わかりません。だから、さっき(委員L)が機械を変えればと言

っていても、聞いている人が変われば得意とする領域が違う、聞こえている領域が違うので人によって違う。実際、私はこの前、皆さんと視察に回ったときに、白井沢のすぐそばを通ったら（委員I）が低周波がうるさい、音がうるさいと仰っていましたが私は全然感じませんでした。そのくらい人によって違うこともありますけども、それは圧倒的に多くの方が聞こえるエリアの音もありますけども、色々そういうふう人間には聞こえ方がそれぞれによって違うということもあります。

（委員C） わかりました。少し私が勘違いしておりました。

（議長） 副委員長どうぞ。

（副委員長） 今のお話で、低周波なのか、それとも全体的な騒音の話なのかというところで、これは騒音ということでもよろしいんですね。低周波に限って言うてしまう必要はないですね。おそらく（委員L）が仰っていたのが全体的な騒音ですよ。ちなみによく低周波は風力で言われますけども、風力の低周波というのはブレードがよじれたときに発生する音が低周波になるということで、一般的にパワコンの話ではないです。パワコンでも確かに色々な音が出ているので低周波も出ているとは思いますが、ここは一般的な騒音ということではいいんじゃないかと思えますが。

（議長） （委員C）。少し副委員長からも説明がありましたが、低周波と騒音は、騒音の中にある低周波もあり、他に騒音もあるということで解されたほうがよろしいかと思えますがそのようなことで。

（委員C） それはそれで大丈夫です。

（議長） （委員G）どうぞ。

（委員G） 今説明されて私もわかりましたが、とにかくこの表を見ても騒音については山梨県のガイドラインには対策が示されていて、「家屋に隣接した場所への設置を避ける」、遠ざけると。それから、国の経産省も「発電設備の稼働音が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること」というふうに県も国も対策を求めているわけですから、こういう被害があるんだということは共通の認識だということを言われたように、業者の方も色々機種を変えとか工夫をされているということですからこういう被害があれば影響があるということは確かだというふうにまとめられたらどうかと思えます。

それから、先ほどの議論の中で（まちづくり推進課職員）が大事だと、指導要綱には限界があると言いましたよね。（まちづくり推進課職員）だけ担当が残っていただいたんで、やはりこれが実感だと思うんですね。事態に直面している市の職員の皆さんの。指導要綱に限界があるというのはなかなか市長の議会による答弁では引き出せないと思います。実際に苦労されている職員の皆さんはこのことはもちろん実感されているんじゃないかなと。私は先ほどつくづく大事な言葉だと思って。（委員B）がフォローしましたけど判断基準が現在は曖昧で、県のガイドラインには強制力はないんですということで、結論を

急ぐわけではないですが、このまま放置していいのかどうかということの議論の中には、やはり今の議論が始まっている項目の中に、先ほどのこの話の始めにあったパワコンの騒音被害については北杜市の対策は空欄ですから、やはり何らかの対策は必要じゃないかなと改めて思いました。

(議長) (委員C) どうぞ。

(委員C) 音というものについての規制というものがありますよね。これは私の認識は間違っていないということでしょうか。このくらいのことまでだということがあるということでしょうか。

(議長) それは公害防止の中の騒音のことですね。

(委員C) それは太陽光であろうが風力であろうが、それに当てはまるときはそれを遵守しなければならない。そういうことでしょうか。

(議長) 今、(委員G) からの話で、山梨県、経済産業省のガイドラインに定めがあるというか条項があるという部分について、北杜市の指導要綱や景観条例にはないというところがあってというご指摘ですが、それについてはもう少し厚く北杜市も景観条例や指導要綱で条文を組み込んだほうがいいんじゃないかというご発言がありました。これについても今後、(3) のところでは提言の中に留めていかなければならないのかなというふうに思います。他にございますか。どうぞ。

(委員E) 話が戻るんですが、今仰ったように低周波というのは例えば風力からも出ます。しかし低周波は人の耳には聞こえません。だいたい20kHz以下ということになっていますので、人の耳には聞こえない。けれども、遠くまで届きます。それをまた皆さんが一度調べてみてはいかがでしょうか。ネットでいくらでも出てきますので。以上です。

(議長) それでは「(3) 生活環境の保全に係る事項」ですが、あといくつか。どうぞ。

(委員I) このタイミングでこの発言が相応しいかどうかわからないんですけども、5ページの⑤のフェンスのことは確か義務化されて設置をしなければならないというルールになったと思いますが、そういうルールになったとしたら指導要綱には限界があるということではありますけども、この「設置に努めること」という部分を「設置をすること」という形に変えていくということをまずすぐにできる対策の一つじゃないかなと思うんですけど、その考えを。

(議長) (委員B) どうぞ。

(委員B) ちょうど私も忘れていました。フェンスに関して、市民委員で今回のFIT改正に基づいてフェンスと標識に関してはすべて義務化されました。そして、既に設置されているものについても猶予期間の1年がこの3月31日で終わりましたので、4月1日からすべての設備についてはガイドラインに基づいたフェンスと標識がなければならない。これがなければ違法になります。

ということで、当然すべてではないんですけども、今の段階で市民委員で

101ヶ所調べました。その結果、フェンスに関しては7割しか設置がありません。101ヶ所のうち、71ヶ所フェンスがありました。ないものは7ヶ所、そして23ヶ所についてはありますがガイドラインの、例えば手が触れられないとかそういったことに遭わない、また不完全な簡易的なものであったり、ロープであったり、そういったものは23件ありました。

フェンスの質問なのに申し訳ないんですが、標識に関しては24ヶ所しかありません。52ヶ所は標識すら、全くありません。25ヶ所に関してはガイドラインで定められた内容が洩れておりまして、不完全なものでした。

このあとの事業者責任のところで言おうと思っていたんですが、残念ながら現実としてはこれは指導要綱でもガイドラインでもなく任意協力を得るものではない、義務ではありますがそれも履行されていないというのが事実です。

(議長) 副委員長どうぞ。

(副委員長) 今、(委員B)が仰ったことの補足ですけども、標識に関しては20kW以上の設備で地上設置に限ると。

(委員B) すみません補足していただいて。これは私たちが見たのはすべてだいたい50kW未満、49.5kWくらいのもので、それ以上のものです。ですから、標識が義務化されていないものは見ておりません。

(議長) 北杜市の条例は少し改案しなければならないということになるかと思いますが。(委員I)どうぞ。

(委員I) そういった意味で事務局に聞きたいのですが、今言った指導要綱のところは義務化されたということであれば、「努めること」ではなくて「設置すること」というような改正はすぐにできることなのかなと思いますが、その見解を求めます。

(議長) 事務局どうぞ。

(事務局) FIT法において、遵守事項にフェンスと表示については本来なら今年の3月31日までにすることになっています。要綱の別表の具体的事項には設置することと記載してございます。こちらでも4月1日からフェンスと標識についてはパトロールをしております、順次その状況を見る中で、国に通報する準備を今しているところでございます。以上です。

(議長) 手元の資料に記載してはございませんが、実施しているということでよろしいですね。他はございませんか。この項目については7ページに⑦、⑧がございましたがよろしいですか。

それでは最終の議題となりますが「(4)発電事業者の責任に係る事項」というところでこちらについては項目が①から⑧の8項目ございます。(委員B)の配布された資料はどのタイミングで説明しますか。最初でよろしいですか。

(委員B) それでは配布資料に関してご説明させていただきます。最初のページの部分は内容とは若干異なるんですけど、新たに経産省で設備導入認定情報が公開されました。ここでだいぶ数字が変わっていますので、そこを最初に説明させて

いただきます。FIT法の改正と共に非常に忙しかったのか、経産省は2017年3月から全く公表されていなかったんですが、この3月末に2017年9月末時点の導入件数と認定件数が更新されました。これの最大の違いはFIT法が改正されたことによって、今度は電力会社と接続契約をしていないものについては自動的に失効というふうになりました。その失効したものをバツサリと除いた状態です。少しわかりにくいんですが、認定情報の細かい事業者名が出る公表というのは、これは審査が終わったものなので、こちらの数とは全然合っていません。これはあくまでも個別の情報を出さないのでトータルの北杜市の数量として導入件数がどれだけか、認定件数がどれだけかというものが出しています。この中で大きく異なるのが、今まで今後3,500件という話をしていたんですけども、それが今トータルで上のほうを見ていただくと今まで言っていた数字で合計しますと、認定件数が4,996件でした。それが今回2,813件、これだけ実際に改正FIT法に基づいて接続契約をしなかった業者が約2,000件あったということで、そこに関しては失効しました。その結果、2,813件が今認定です。そうすると、未稼働案件についてはあと1,246件。3,528件から1,246件ですから非常に減ったということで大変喜ばしいことではありますが、ただ1,246件も決して少ない数字ではないです。そして、この1,246件に関しては、基本的には低圧に関してはほぼ皆さん接続契約をしています。ただ余程大量の分割案件だとか、50kW以上の高圧の案件についてはこれは今後の送電線の張替え工事に係ってきますのでまだ接続契約はしていませんが、経産省に対しては、送電線の増量工事をプロセス工事と呼ぶんですが、プロセス工事に参加しているということを表明した人たちです。ですから、より4,996件のときと比べると、まずこの人たちはかなり事業化すると考えていたほうがいいのではないかと思います。前の4,996件に関しては、実際には古い認定については土地の確保ができていない、単なる計画だけというのをもたくさん含まれていたのですが、そういったものが全部なくなったというふうにザクッと考えていただけたらよろしいかと思います。

そして次に、発電事業者の所在地割合というのは、私が市から今まで設置届出台帳を開示請求してしまして、3月31日の受付の分までを集計しました。1月のスライドでもお話はしたんですけども、これを見ますと市内事業者が地上設置型で396件、出力にしますと20,653.1kW。市外事業者が1,033件、出力が90,830.1kWということで、なぜkWをこれだけ言っているかということ、面積に比例するからです。この件数というのは非常にわかりづらくて1件で1MWをやっているところもあれば、30件で低圧の分割をやっている人もあるので、件数というのは必ずしも全体の大きさを表しているわけではないので、出力を見ていただきますと、全体の81.5%が市外事業者で占められている。これだけなかなか皆さん開示請求をしないとわからな

いと思うので、今後の廃棄の問題であるとか、先ほど少し（委員L）が景観に関して市外の人たちはわかっていないんじゃないかというお話をされたと思うんですけども、皆さん特に議員の方々は市内の方々を守ろうとしていらっしゃることを感じるんですけども、実際にやってらっしゃる方はほとんど市外だということをぜひ理解していただきたくて、この数字をまとめさせていただきました。

さらに、次のページを見ていただきますと、事業者が一体どれくらいいるか。先ほど事業者にそういった情報が周知されていないんじゃないかという話がありました。事業者の数がものすごく多いんですね。実際に、注2を見ていただくと、全事業者数は約618あります。これを開示請求した時点で618ということなんです。なぜ「約」と書いてあるかというところにも転売が多いからです。どんどん変わっていくので私も追いきれないです。例えば、分割案件を10件やっている1つの業者が10件売ってしまうと、事業者数は10倍になります。ですから、そういったことがものすごく頻繁に行なわれているので「約」ということで書かせていただきました。そのうち、規模の大きさから上位20社をリストアップしました。個別名称は言えないということで番号だけ出しているのでも少しわかりにくいとは思いますが、実際例えば、同じ5MWでも1つで5MWをやっているところもあれば、102件で5MWのものすごい量の分割案件をやっている会社もあります。そしてこの全体の中で市内事業者は4つしかありません。この「市外」というところに丸が付いているところがほとんどだと、ぜひわかっていたきたい。特にこの102ヶ所をやっているところとか40ヶ所、48ヶ所やっているところは私も実際に追っていますが、転売目的です。どんどん名前が変わっていきます。

ですからそういったことも、今後の廃棄問題とかこういったことを事業者の責任の中で話すときに、ぜひ頭の中に入れていただいて、その事業者が20年間やるとはとても思えないということです。具体性がないと思われる方がいらっしゃいましたら、設置届出帳も閲覧もできますし、開示請求もできますので、どんな方たちがやっているのかぜひ見ていただきたいです。そして個人事業者という中でも家族総出で一族郎党全部で分割しているとか。そこにはお子さんも入っているとか。その人たちがどれだけの発電に対する知識があって、責任をもって20年間やっていくのか。そういったことは非常に疑わしいということがあります。何回も申し訳ないんですけど、私も設置届出帳を見て、私が職員の人だったら、やっているのが嫌になるだろうなと気の毒だなと思いました。地球温暖化やエコとかではなくて、お金のため、ビジネスチャンスに寄って集ったハイエナのように見えるんです。もちろんすばらしい業者の方も一部にいらっしゃいます。ただ、残念ながら一部です。ほとんどがとにかく投資のために群がっているようにしか見えない。それは私の主観だと思われるのであれば、ぜひ皆さんも見てみてください。どんな事業者がよくわかると

思います。

(議長) 只今 (委員B) から配られた資料、これは (4) の項目の補足資料というふうに捉えてよろしいですか。 (委員G) どうぞ。

(委員G) 時間がないということですが、質問を3件したいんですがいいですか。認定件数が約4割減りましたよね。私もびっくりしましたが。これは3月に発表されたのが去年の9月時点の数ということですよ。今年の3月時点はまだわからないと思うんですが、今後もさらに減っていく見込みというふうに考えていらっしゃるのかが一つ。それから、極端に減った傾向というのは山梨県の傾向なのか全国的な傾向なのかかわかればということ。最初に説明された、減った原因が接続契約をしていないのが認定が取り消されているんだということでしたが、もう一度息を吹き返すみたいな稼働するものもあるのかどうか。素人的な質問ですみませんがその3つを教えてくださいたいと思います。

(委員B) これは2つ減り方があって、失効と取消しというのが違います。失効はその時点になったら自動的にバサッと減るのでそこで終わりです。行政上の取消という場合はそこに聴聞であるとか、そういった手続き上のものがありますので時間が掛かります。例えば、今、不適切案件で情報提供してそれで取消しに係るかどうかというのは下手したら半年や1年掛かってくるようなものです。今回バサッと減ったのは、失効ですから3月31日で接続契約しなかったからなくなったので、このことは終わりで復活はしません。ただ、細かい話を言うと経過措置というものがありまして、例えば3月30日に認定を取った人が、4月1日に接続契約ができないというのは当たり前なわけですから、7月から3月末までに認定を取った人は半年間の猶予があります。ですから、そこはさらに減る可能性はあります。ただ、この数を調べると100件もないですからそれは非常に少ないと思います。逆に、9月末時点ですから、そのあとにどんどん認定申請をしている人がいます。北杜市だけの情報はわからないんですけども、確か前回の国の有識者会議でも出ていましたが、今年は駆け込みが非常に多い。特に2週間前の申請の駆け込みは、去年の150%高かったということです。ですから、新たに増えてくる部分も当然あります。ただ、その100件のうち一部が減る可能性もありますし、送電線工事で既に共同負担金を払って工事をしますよ、という契約をしても2年間あるわけですから、その間に会社の事情が変わってやめますという事業者がゼロではないです。ただ今回のように大量に減るということはないと思います。

山梨県に関してですが、申し訳ないんですが全国はまだ見ていません。山梨県に関しては、大月市が異常だったんでそこだけを見ましたが、大月市は7,000件以上の認定がありました。ただ、実際に導入しているのは100件もなかったです。これに関しては9月末時点でまだ6,500件くらいの認定が残っています。これは取消しに係る可能性があるんで、少し時間が掛かるような噂を聞いています。全国はわかりません。すみません。

(議長) よろしいですか。事業者の皆さんどうですか。具体的に課題が8項目ございますので、これらについてどうなんだろうというご発言があれば。

(委員K) 一つは先ほどお話したとおり、ある程度の規模の発電所においても、何らか事業者が表に出ずに最後まで事業を進められてしまう。そういった状態ですと、事業者自体に責任感が生まれにくいというのがあるかもしれないので、本当に大きい事業になると環境アセスメントになりますけど、ミドルクラスや高圧に入ってくるようなものに関しては、その計画段階で事業者の自主的な説明会のみならず、例えば委員会でその一つ一つを審議するような形で、皆さんに名前が知られるような形で、ある程度の責任感を持ってもらうというような方法が一つあるかなと思います。

あと、先ほど(委員L)が仰られていたような、実際発電事業を行なっている投資をしている会社と、開発をする業者と、20年間メンテナンスを地元の近くでやっていく業者というのが分かれている場合が大半で、そこでその投資をしている会社に責任感を持ってもらうというのは確かに難しいところはあるかなと言うのは正直に思っております。メンテナンスに関しても国の方で義務化されていて、きちんと20年間責任を持ってやってくださいということを言っている部分があるので、特に20年間の責任、もっとメンテナンスの計画とか、そういったものをある程度市でも把握できるような手立てをするというのが一つ、運営面での安心感を得るところでは方法があるかなと思います。

(議長) いいですか。(委員B)どうぞ。

(委員B) この事業者に関してですけれども、確かにその管理会社、実際に所有する発電事業者としてやる会社と、設置事業者というのは違う場合があります。ただ、最終的にその事業の責任者はあくまでも所有していてそこから出てくる電力を売っている発電事業者です。そして、管理会社というのはこれはマンションの管理と同じで、今まで私が聞いてきた中で、2年契約であるとか2年更新であるとか、必ずしも20年間同じ会社がやるとは限りません。その管理費用によっては、そこで契約が終わりということも実際にあります。既に私が住んでいるすぐそばで管理会社が逃げてしまったということで、2年間ほど放置された。事業者は全くそういった知識がないので、工事の途中でどうしたらいいかわからなくなってそのまま放置されたということもあります。

ぜひわかっていたきたいのは、この発電事業というのは今まで電力会社が独占だったものがFITができたことによって突然始まった新規参入です。そして、個人でも誰でもできる本当に簡単な事業ということで、簡単にお金が儲かるということなんです。ですから、いわゆる企業団体による自制だとか自主規制、それから道義的なものは全く残念ながら存在しないと私は思っています。通常の企業であれば、業界団体が法律以上に社会的な責任を持って色々な規制をかけていくんですけれども、実際太陽光発電業界に加盟しているのは138社です。ただ、発電事業者というのは全国に何十万とあります。その人たちは

今まで会社を経営したことがない個人であったり、あらゆる業者です。もうすべての業者と言っていいと思います。決して発電事業であるとか、そういったことに知識がある人も当然いますけども、ないのがほとんどです。例えば、安全性に関して非常にずさんな工事が多い。単管パイプを突き刺しただけというのが山のようにあります。ただ、実際にJIS規格8955を守らなければいけないんです。守ったことを担保する仕組みがないだけで、実際に事故が起きてそれを守っていないということになればその事業者は責任問題です。それすら知らない人がほとんどだから、実際今年の7月にそれがさらに明らかになって強度計算をしていない場合、単管パイプやコンクリートの架台以外は認められないことになりました。ただ実際見て皆さんわかるように、そうでない所が圧倒的に多い。一番最初のときに違法かどうかというお話がありましたが、違法かどうか私たち市民のレベルでは残念ながら強度計算書が出ているかどうかというのは確認できない。ただ明らかにこれは危ないと思われるものは、たくさんあるというのが事実です。

ですから、非常に皆さんに理解いただきたいのは、この俄かにFITで初めてできた事業者の人たちというのは、過去に他にあった、例えば自動車業界であるとか建設業界であるとか、そういった永続的な企業とは違うということをご理解していただきたいんです。この中で廃棄の問題というのもありますけれども、廃棄料は5%で調達価格の中に含まれて事業者に渡されています。ただ事業者がどんどん変わるんです。例えば3年経って、3年間の分の貰った廃棄料を次の人に渡すんですか。順番に渡していきますか。そういうことが本当に行なわれるかどうかは全くわからない。そこで転売してしまえば過去の払った廃棄料が終わってしまう可能性が非常に高いわけです。これは発電事業者に責任があるのか、こういったシステムを作ってしまった国の責任なのかというのは大きな問題ではありますが、事実としては転売が繰り返されるものだという事です。この間私は小淵沢町の100件を調べました。そのうち20件は設置届出帳から全部名前が変わっていました。そういったことがあるということをご理解ください。

(議長) (委員H) どうぞ。

(委員H) 項目の⑥、太陽電池のパネルが火災を起こす可能性があると書いてありますけれども、私自身化学を45年やっていて、いわゆる色々含まれる有害物質を含めて気になっています。先ほど(委員B)の仰った廃棄の問題というのも非常に問題だと思います。風でパネルが飛んで火事など危ない。太陽が当たっている限りそこで発電しているわけですね。それを触った、あるいは消防が行った、そこでは実際たくさん問題があって、昨日調べたら去年の9月8日に総務省が太陽光発電設備の廃棄処分に関する実態調査と勧告、今年の1月24日にFIT発電事業の適正化ということで、資源エネルギー庁がこういう書類を出していますが、まず火災の問題というのは先ほども言いましたように非常に二

次災害が起こる。水害も含めて色んな所で飛んで。例えば雪でも。パネルは薄く相対的に軽いんですけれども、風を受けやすいです。そういうものが二次災害に繋がる。意外とその周りの人が住民も含めてあまり危険のリスクを知らなくて近寄っていく、そういう問題もあるということです。総務省が仕切っていたことですが、環境省に対して勧告で太陽光パネル特有の感電の危険があるということで、危険性と防止措置の実施や周知徹底を環境省に勧告して、それくらい世の中に色々な所で問題が起こっていると。

もう一つ廃棄の問題があると、私そちらのほうを詳しく調べてきたんですが、このテーブルではあまり廃棄のことは書いてありませんが、実際は廃棄の問題はどんどん出てきています。色々調べた中で、2015年から比べて日本中の廃棄の量が2040年には300倍になるんです。要するにパネル自身の時限も含めて、そろそろ止めて捨てるかというふうなところが300倍になるんです。その廃棄を正しくできること、あるいはリサイクルに関すること、**(委員J)**も勉強されているのでブログで見ましたけれども、特にリサイクルのほうはどうやってリサイクルをするのかまだ出来上がっていないんです。だけでも世の中にどんどんパネルが広がっていると。経産省もNEDOを使って2040年の前には実現できるようにというふうな感じで少し逃げ腰な。実際は2040年頃にグッと出てくるけど、それから量としては減っていくと。だからリサイクルの設備を造ったとしても、それほど永続的にどんどんいいビジネスになっていかないかもわからない、そんな感じの問題はありましたよね。

あと、有害物質というのはパネルの間にシリコン系とかCISというのがあります。銅(Cu)、インジウム(In)、セレン(Se)のものをCISと言うんですけれども、その中に鉛やセレン、カドミウムなどがパネルの中に使われています。実際には特に外国から輸入したようなパネルなんかは何が入っているのか教えてくれない。委員長も本当にお仕事だと思いますけども、廃棄の段階で知らないまま廃棄する。あまり水漏れしないような設備で比較をするべきかどうかという判断をするデータが出てこないという問題もあります。そういうことがあって、私自身は今後とも、もう少し勉強していこうと思っているんですが、将来非常に電気を作ってお金になって、その後は未来永劫もつものはありませんから、必ずどこかで命がなくなるわけですね。そのときにどうするかというアイデアや設備がまだできていません。**(委員J)**は私以上の経験があると思いますけれども、私はそういうことでこれから先も廃棄の問題というのは非常に大事だと思います。

(議長) ありがとうございます。時間がきていますが、もしもう少しよろしければありますか。短めをお願いします。**(委員L)**。

(委員L) 今の廃棄の問題というのはこの委員会で議論するのにふさわしい問題かどうかというのを私は感じているんですね。というのは国の政策に関わる部分というか、20年後の売電制度というのがまだ決まっていないとか、あと住宅用の

今48円で高く売っているのがもう2年後には終わるんですね。そのあといくらで買い取ってもらえとか、国の制度に関わる部分がかかなり多いので、その部分は指導要綱に関わる部分で、20年後の廃棄でもって政策が相当変わると思うんですよ。30年使うとか40年使うとか、売電がいつまでできるかとか。私はそのほうが重要だと思っているので、議論する要件として、もう少し目先の景観とかのほうがどっちかというとすぐ先のことなので、そっちのほうが重点的に議論したほうがいいのかなど感じています。廃棄のことを議論しだすとなかなか收拾がつかなくなるので、政策の議論になっちゃうのでどうかと委員長に。そここのところの整理をしたほうがいいのかなど感じています。以上です。

(議長) それでは色々な意見をいただきました。また丁寧な説明もいただきました。前回、そして今回市民委員の皆さまから提出された課題について質疑応答、あるいはご意見等いただきました。議事録には記載されておりますので、この中で市民委員の皆さまの課題に関する事で北杜市の指導要綱あるいは景観条例について改正すべき点、また委員からも何件か同じ意見がございましたが、具体的なものあるいは調査してできるような数字があれば積み上げたりするという準備にもあるかと思えます。また次回以降行なわれる検討委員会では、これらについての関連性は出てこないかもしれませんが、最終的なまとめのほうでおそらくこの辺の課題が登場してまた話し合われると思えますので、準備としては色々な調査等ができるようであれば進めていただけたらいいなと思えます。

それでは本日の議題についてはすべて終了しました。次回の議題についてご意見をまとめたいと思えますが、一つだけ提案をさせていただきたいと思えます。これまで市民委員の皆さまに現地視察や市民委員の作成した資料に基づく議論をしてまいりましたので、次回は再生可能エネルギーの施策や推進に関係する方々をこの場にお呼びいたしましてお話を伺ったり質問したりして、もう少し検討委員会の議論に厚みをもたせたいなというように思っておりますが、次回はそのような形で進めたいと思えますがよろしいでしょうか。

(委員B) 議長からご提案がございましたが、この現状を考えて、今まで視察を含めて3回やらせていただきました。その間非常に時間が掛かっていて、本当に忸怩たる思いです。4月になってからも日ごとに相談が増えて、実際にこの問題点を見てこのまま皆さん放置してよいと本当にお思いなんでしょうか。それを考えた場合に、厚みをもたせるそんな余裕は、私たちには残念ながらないんです。日々泣く人が増えていくんです。最終的にこの景観が個人の主観であってと仰いました。ですから、個人の主観でここから出て行く人も私は何人も知っています。ここに土地を買おう、ぜひここに住みたいと思っていた人でやめた人もたくさんいます。そういうことを考えたときに、私は次回はこれで皆さんが本当にこのまま放置したいと思うのでなければ、もう提言をまとめることに入り

たいと思います。そんな10年後、20年後でいいような問題では全くないと思っています。

ですから、私の提案としては提言案をここでゼロからやっていくのは非常に難しいと思いますので、別に市民委員が提言を出すという意味ではなくて、何か叩き台がなければ話がこれだけの人数で、てにをはをやっていたらとてもじゃないですけど何年掛かっても終わらないと思うので、私たちのほうから提言案を叩き台として出ささせていただいて、そこに対して皆さんのご意見をいただいて内容を検討していくということはいかがかだと思います。

(議長) (委員A) どうぞ。

(委員A) 確かこの問題は現在進行形でどんどんできちゃっているんで、やはり結論を出すのは急がなければならないということはその通りだと思います。しかしながら、安易に事を進めるのもやはり問題があると思います。そこで私が一つお願いをしたいのが、佐藤委員が残念ながら体調を崩したということで、今まで佐藤委員の発言は最初の会議での発言しか聞いていないんですね。そこで現状の問題点はすべて把握したわけではないんですが、市民委員の皆さんの努力もあった中で、また我々も自分なりに調べた中で、ある程度把握しているという状況であります。極端に言えば、個人として自分の前に太陽光ができれば良いか悪いかといったらできないほうがいいよ、というのは個人的な見解です。しかしながら、これはあくまで個人的な見解であって、果たして規制の対象までそれを拡大できるかどうかというのは非常に難しい問題です。

そこで、今まで現状把握に対して対比するものとして法律論があります。佐藤委員が最初の会議の中で基本的なことは言っていただきました。例えば条例を作ってもやはり最後に避けられない問題があるとか。それから条例を作る場合は、立法事実すなわち条例を作る必要性をきちんと説明できなければいけないというようなことは言われていたんですが、佐藤委員が駄目なら代わる人という話がありますので、ぜひ法律的に条例と指導要綱のこういう話の中で説明をいただいて、ここで議論しなければなと思っております。

(議長) 今回出されている市民委員の方に対しての法律的な立場でもってのご意見を伺うようなことを次回行ないたいということですか。

(委員A) 市民委員とかではなくて、市民委員の皆さんが出したのはあくまで今日検討した資料の一つですから、それとあと我々も皆さんも調べたりしているわけですが、それに対して、最終的には法律論に入っていくわけですから、そこをきちんと把握した中でやっていくほうが議論も詰めていきやすいのではないかと思います。せっかくたまたま弁護士の先生がいながら全くの発言もなかったし、我々も質問したいんだけどもできていないという実態ですから、ぜひそのところの場を設けてほしいなということです。

(議長) そうすると議題としては、法律の専門家に対しての質疑応答みたいな形をとらせていただきたいという、色んな広い意味での法律について意見をいただき

たいということですね。そのような意見もございましたが、(委員C)どうぞ。

(委員C) (委員B)が仰ったように、急がなければならないということは私も十分理解ができたわけですが、今、(委員A)がいうような形、条例のほうの対応があると。要綱でできない、なかなか難しいからという、であればやはりどこに行くかという条例だよという形になるかと思えます。ただ条例だという考え方をしたときには上位の法律に何かがあるよと、そういう部分ではある意味しっかりやっていかないと大変な怪我を負うというような責任があるのかなと思っています。我々がここで提言をしたとしても、議会の流れの中でそこを説得できるかどうかの問題もあるということ。

もう一つは、急いでいることはよくわかるんですが、再生エネルギーという検討委員会の名称からして太陽光だけが再生エネルギーではないわけですよ。だから、市長のほうで求めているものが太陽光+α。例えば風力にしても水力にしてもあると思うんですよ。やはりその論議はこの委員会ですておかなければならない。そんな考え方をしているわけです。急ぐことはわかります。階段は登らなければならないということがあります。私はそういう再生エネルギーはやはり論議するべきだろうと。そして要綱ではなかなか難しいから条例にしたらどうするか、それで今、法律がどうなるかと、こういう流れがあるのかなと思っています。

(議長) それは先ほどした国の関係者をまず呼んでという…

(委員C) そうです。できなければ、結局今言ったように太陽光については市民委員の皆さんは非常に努めていただいたものですから、ある程度の形のものがあった、当然我々も一緒に行きましたから現状がだいたいわかりました。ただ風力にしても水力にしても若干ないというのは出ているわけですよ。そうすると、そこについてもまた若干の話はしていかなければならないし、再生エネルギーというものは必要か必要じゃないか、そもそも論という話になってくると思いますが、そういうこともあるからそこをやってもらいたいです。

(議長) (委員D)どうぞ。

(委員D) 2つ。まず佐藤委員の代わりをどうするか。最初に事務局から説明があったように、個人なのか法律事務所の問題なのか知りませんが、次回にその代理人の方が来られなかったらまた時間が無駄になるんで来てもらうのは確定。それを既にこの中から決めてしまえばいい。例えば今までずっとの経緯がわからない人がいたってしょうがないわけですから、傍聴人の中には【(傍聴者)】さんがいらっしゃいます。しっかりした資格のある専門委員として加わっていただいて、そのあとで当然弁護士の方が来られたらそこで話をすればいい。

時間がない。このまま放っておいたら我々はこの現状の加担者になる、犯罪者ですよある面では。そういう認識をまず持ってもらう。そういう意味では委員長長の提案があるから、自然エネルギーとか再生エネルギーの問題に関しては、それはこの委員会を主催するオープンに市民に対して開かれた講演会をやれば

いいわけです。我々は次回の委員会が時間が掛かってしまうというのは、形式上の意味で議事録とか事務的な処理が3週間くらい掛かるから、それ以上短縮できないという物理的な問題があるというわけであって、講演会をやるのに物理的な制限は何もないわけですから、やって、逆に市民がどれだけ興味があるのか、どういうふうな意見が出るのか、そこを我々も委員として真摯に受け止めるような度量がなければこんなことをごちゃごちゃやっているだけで話をするような問題じゃないという認識を持っておりますのでよろしくお願いします。

(議長) (委員I) どうぞ。

(委員I) 皆さんの話を聞いて、スピード感を持ってというのはずっと前から言っていたんですけども、そうして、もしまとめて皆さんで合意形成を図るとしたら、例えば専門家の法律に詳しい方の話を聞くというのであれば、事前に市民委員の方に叩き台を作ってもらった上で、その叩き台を元にここは法律的にどうなんですかという意見をしていけばそれはスピード感を持ってやれる形なのかなと私は思います。そういった意味で(委員B)がご意見で言ってくれたような形で叩き台を作って、なおかつ6月に議会が始まっちゃうんで色々な事務手続き等ありますけど、私の希望としてできれば5月中にもう1回できたらいいなというふうに思っているんですけど。そこの取り計らいをお願いします。

(議長) (委員M) どうぞ。

(委員M) 今日の市民委員の皆さんの提案は私は同感だから全然発言をしませんでした。そして昨年の6月に議員の有志で条例案の提案をしました。そこには問題もあったと思いますが。検討委員会を立ち上げて5回目の会議をして、今日は全体的な意見ですが北杜市の財産は自然環境や景観ですよ。それを大事にしていかなければ北杜市の将来は私はないと思っています。ですから、条例化自体に皆さん賛成だと思っていますが、その主本がどこまで規制をするとか、例えば(委員A)が言ったように民法上の財産権の侵害、そこまで私は求めています。今の状態は、住民説明会もなく合意形成もなく、一方的に設置をしている業者、一部だとは思いますが善良な業者もいるかと思いますが、今の現状はどうですか。FIT法ができてもう6年経つんですよ。やはり今回は条例化を含めて案を。立地を避けるべきエリア、例えば災害のハザードマップの危険な所に太陽光を作ってもらっていいですか。やはりそういう基本的なことを決めないと、もう待ったなしなんです。先ほどのデータでもありますが、まだ何千件もあって、このまますれば北杜市の自然環境は破壊されていくと私は思っています。議会でも何回も質問して、あと少しの差でできないような状態になっていますから。

この前12月に8ヶ所見てどうですか。もう全然高さの制限も守っていないし、今の指導要綱だったら努力義務だけなんです。そこは行政の方も職員も指導しづらいと思いますよ。だから事業者の(委員L)や(委員K)さんにもあったように、きちんとしたことをしないと北杜市の自然財産はどうなってし

まうんでしょうか。もう一度そこを再認識しながら市民委員の皆さんが出した
ことについて次回は論議してもらって、条例化をどうするか、叩き台を出して
もらいたいと私は思います。ぜひよろしくをお願いします。

(議長) 確認ですけど、再生可能エネルギーの重要性や有効性ということも議論の中
で踏まえるようになっていますが、私は議長をやっている上での公平性を保た
なければならぬんですが、今も総体的な話を聞いていますと、再生可能エネ
ルギーを否定するような場面しか出てきていないので、私自身もそうすると公
平性が保てているのかなというふうに思っているところがございます。最初に
申し上げたように、関係機関をお呼びしてここで話を伺うということも議論の
最初に皆さまにも何回も申し上げていると思いますので、ぜひこれは私議長の
公平性を保つ意味でも次回来ていただいて、再生可能エネルギーが何の必要も
ないのに国の施策によってここまで進められているというふうに私は考えられ
ません。何かやはりそれなりの理由があって進められたものだと思いますし、
そこももう一度皆さんよく知ってもらった上で、改めて一つの天秤と考える
ください。いるいないの感覚みたいになってしまうのかもしれませんが、公平
性を保つためにはそういった方に来てもらって話を聞くということも大事だと思
います。仮に市民委員の皆さんがいらないと言っても、例えば議員の委員の皆
さんの中にも話を聞きたいという人もあるわけですから、ぜひ私としては議長
の立場として公平性を保つためにも次回はここで関係する方に来ていただいて、
皆さんに質疑応答していただいて、さらに見識を高めていただきたいと思います
のですがどうでしょうか。

(委員B) 一つ大きな誤解があると思うんですけども、再生可能エネルギーがいらない
とかそういった話は一切していないと思います。私は今まで自分の言った記
憶がないわけじゃないと思うんですけども、そういうことは言っていません。

国の方とも随分話をしました。2月のときに国の有識者会議のトップの方、
電力中央研究所の方5名がこちらにいらっしゃって、私たち太陽光発電を考え
る市民ネットワークで視察をしました。丸一日かけて委員会で視察をした箇所
の倍以上見ました。彼らは当然マクロ的に再生可能エネルギーというものを将
来的にやっていかなければいけない。ただ、こういった形の再生可能エネルギ
ーの推進は一切考えていないということを仰いました。このFITというのは
劇薬で、この劇薬の副作用が北杜市では全部出ているというふうに仰っていま
す。

私たちはこの設置の仕方、ステップに問題がある。実際に東日本大震災とい
う大きな未曾有の災害が遭って、慌てて作ってしまったFITという法律の穴
だらけの一番の悪い面を私たちは今味わっているんです。別に再生可能エネ
ルギーを推進してはいけないとかいらないと言っているわけでは全くないです。
本来太陽光というのは、屋根の上の空いたスペースであるとか、下水処理場と
か、いわゆるスペースをどうやって利用するかという意味ではある意味すばら

しい考え方だったと思います。ただ森を削って伐採して、実際CO2を吸収する一番必要な森をこれだけ伐採してまでやることなのか。そこにあまりにも儲かるシステムを作ってしまったので、とんでもない結果になっているんです。ですから、再生可能エネルギーがいるいないという議論は、残念ながら今まで一度も出ていないと私は思っています。

そして、先ほど(委員C)が水力風力と仰いました。今まで私がここに来てから5年間、水力風力に関して住民からの問題は出ていたでしょうか。その問題が今喫緊の課題でしょうか。風力は今、認定情報を見る限り1件しかありません。専門は(委員D)でしょうけれども、この地域で今の風力の技術では全くペイしないので、風力発電はここにはないです。そういった状態の中で、小水力発電をこれに問題視している人がいるでしょうか。

では議員の方々、市民を代表していらっしゃいます。4、5年間これだけ多くの問題が出ている中で、そして私たちも本当に多くの自分の時間を使って太陽光問題に取り組んでいます。別にこんなことをするほど暇ではないんです。でもこれをやらなかったら北杜市の将来はないと思っています。そういうつもりでここに出てきています。ですからそのことを本当に考えて、再生可能エネルギーが日本に必要なかどうかとかそういった議論ではないんです。この設置の仕方に大きな問題があるから、それは国では一律に解決できない。

先ほど(委員L)が廃棄に関しては国の問題だと仰いました。確かに廃棄をどうするかは国の問題です。でも実際に廃棄されないで放置されてしまった場合、これが5年後、10年後その問題が出たときに、一番困るのは北杜市なんです。ですから、ここで必要があれば国に対しての提言をするべきだと思っています。私たちは既に何度も廃棄に対して国でそういったリサイクルであるとか廃棄料であるとか、そういったものを国で担保する仕組みを作るべきだという提言を何回もしています。そういったことも含めて、国に対する提言も県に対する提言も考えた上で、北杜市として北杜市でしかできないことは何かということを考えるべきだと思います。そういった提言の叩き台を作りたいと思っております。

(議長) 市民委員の中で(委員B)だけなのかもしれませんが、直接関係機関の方に聞いたということですが、中にはそういう方と直接お話されたい方も委員の中にはいらっしゃるんじゃないですか。いらっしゃらないですか。

(委員C) 再生エネルギーが問題があるかどうかという話ではなくて、再生可能エネルギーを何とかやはりここで言っているかどうかは別として、先ほど(委員B)が仰ったように3.11の災害が遭って、それを踏まえた中でこういう問題が出ていると。そちらのほうの災害をなくしていこう、それには代わるべき再生エネルギーが必要だよと、こういうことなんですよね。だから、問題があるかないかではなく、逆に言えば、太陽光が駄目であれば違う形のものが出てくる可能性があるわけですよ。水力にしたり。だから、風力がペイできるかできな

いかは私はよくわからない。そういう形も含めた中で私は聞きたいと。そういうところを勘違いしないでいただきたい。問題があるからそれをやらないという話ではないと、そういうことでよろしいんじゃないかなと思うんですよ。だから、(委員B)も仰ったように再生エネルギーを否定しているわけじゃないよという話ですから、そのところで我々は色々な再生エネルギーの方法があると。そこを聞いてもいいんじゃないかなという提案をしたということです。

(議長) 私もそういう意味ですので、必要があるということならば余計色んなお話を伺いたいと思いますが、なぜそれがいけないのかということについて、(委員A)。

(委員A) ともかく先ほども言いましたように、現実にとんできてきているという実態を見ますと、これは急がなければならないということは事実だと思います。しかしながら原点に戻りますと、一番最初のこの検討委員会設置の趣旨がありますよね。その中に、市としては再生可能エネルギー全体について検討してほしいというものを受けていますから、これを我々も受けて理解した上での話です。それと、我々の任期は来年の3月31日までというものがあります。そういう中で進めてきて、スケジュールもあったわけですね。それを理解した上で進めてきているわけであります。市民委員の皆さん方の非常に時間がない、焦る気持ちはわかりますけど、しかしながら我々には責任がありますからやるべきことをやって、そしてきちんとした提言をしていくということが必要だと思います。そこで、今までは会議の時間に2ヶ月とか経ってしまっていますが、そうじゃなくてそこを詰めながらきちんとやはりお互いが満足できる議論をし、情報を得て最終決定をするという形で進めていただけたらどうでしょうか。事務局はどんなふうに考えていますか。

(議長) 事務局にということですが、たくさん資料に書かれて配られているんですが、今言われていることは仰るとおり、私も申し上げましたが再生可能エネルギーの重要性や有効性また課題などが無いということでこの検討委員会はあるわけです。そこをもう一度冷静に皆さん考えていただきたいですが、事務局。

(事務局) 今、(委員A)が仰ったとおり、我々もこの命題に推進と規制があり、再生可能エネルギーを調査研究して最終的には提言してもらいたいということでございますので、その中で議論をお願いしたいと思います、よろしくお願ひします。

(議長) (委員F)どうぞ。

(委員F) 喫緊の課題としては、太陽光の乱開発問題というのがあってと思いますから、やはりそれを最優先で議論して、そのあと他の再生エネルギーについて議論すればいいと私は思うんで、一番急いでいる問題を先に片付けてからということによろしいんじゃないですか。

(議長) 今は問題を片付けるということの話ではなくて、再生可能エネルギー全般について、重要性や有効性、推進ということもありますので、関係する方を呼ん

でお話を伺いたいという場面です。(委員L)どうぞ。

(委員L) 先ほどの廃棄の関係なんですけども、私は25年太陽光をやっているんですね。それで、20年で廃棄すると誰が決めたのかなと、そのところから専門家に聞きたいですよ。要するに、太陽光発電はもつともつんです。30、40、50年と。それで廃棄しないでメンテナンスしながら長期に使って環境にいいエネルギーとして太陽光を私はやっているつもりなんですよ。そこで廃棄する仕方を議論するよりは、専門の方を呼んで長期で発電するための利率や本当は何年もつのかとか。私は40年ものの太陽電池を今使っているんで、そういうことを考えると廃棄することに対して、廃棄しなければならないと決めていること自体が問題だと思っていますからね。そのところを考えてどうにかしていただきたいと思います。

(議長) 関係者を呼んでいただきたいという意見も複数あります。また、法律関係者の方も呼んでというご意見も先ほどございましたので、次回、法律関係者の新しい方を呼んで、その辺はいっぺんにというか、法律関係者も含め質疑応答もできると思います。どうでしょうか皆さん、時間もだいぶ過ぎています。ここで議論するようなことではなくて、次の機会に一回もったらどうかと思いますが。

(委員B) 何度も申し訳ありませんが、私としては反対します。再生可能エネルギーがいかにどうか技術的にどうか、これは北杜市が考える問題でしょうか。国がエネルギー政策として考えればいい問題ではないですか。再生可能エネルギーそのものに反対しているとかそういうことは言っていません。廃棄の技術がどうのということをここで議論してどうなるんでしょうか。そして多くのこの零細事業者、事業者とも言えないような人たち、(委員L)など、この方たちはご自分のことだけを仰います。618社あるんです。その人たちを全員代表しているでしょうか。実際に短期的な投資としてやっている人たち、20年経ってFITが終わったらやめると、私が話した何十社の方たち全員そう仰いました。そのときに、太陽電池が使えなかったとしてもFITが終わったらやめるんです。当然それは撤去するか誰かに売るか廃棄するか、何かをしなければならないんです。

廃棄の問題は国の有識者会議でもこの間のパブリックコメントでも全部出ていましたが、今後最も検討しなければならない課題だと言っています。それよりも、特に議員の皆さんが非常にこういうところに後ろ向きになるのはびっくりするんですけれども、市民の皆さんを代表しているんです。市民の皆さんが、本当に今苦しんでいるんです。皆さんいつ自分の隣にできるか、自分がいつ太陽光のパネルに囲まれるか、自分の土地がタダ同然になるか、全く売れなくなるか、それを日々心配して暮らしているんです。再生可能エネルギーというのは日本にいるのかいないのかどうするのか、そんなことを議論するのに今まで2ヶ月に1回とかこれだけの時間を使ってきています。それをやっている

余裕はありません。本当に市民のために議員さんはいらっしゃるんです。市民一人ひとりの問題を解決するためにあるんです。この2回、私たちは問題点を話してきました。これを見て今解決する必要がないと皆さん仰るんですか。

(議長) (委員A) どうぞ。

(委員A) (委員B)の発言の中で、私は大変侮辱されたというか、発言の中で非常に気になるところがあるんですが、ここにいる6人のことではないと思いますが、議員は後ろ向きでという話がありましたよね。我々はこれを後ろ向きだとかということ、要するにこのことについて放置しているみたいなことに聞こえちゃいますし、住民の意見を代表していないみたいな話もあったんですが、我々は我々なりに必死にやっていますよ。そこは少し発言として私は個人的にはいかがかなと思います。

(議長) 委員は委員同士尊重しあうように意見を持ってください。

(委員A) もう一つ、(委員B)の言いたいこともわかります。私も見ていけば一般の市民感覚としてはやはり太陽光がこれ以上増えていくのはどうかなというのはよく聞きます。ですから、何とかしなければならぬということは感じています。しかしながら、やはり行政も法律の中で仕事をしているという実態もありますから、そして決める以上は責任を持たないと。我々が言ってここで提言をしまえば、これで責任が逃れられますけど、行政はそれに対して対応しなければならぬという厳しい一面があるわけですね。そういう中で我々はどうしていくべきかということを考えているわけです。しかしながら急ぐということもわかりますから、ですから今までを見ると、だいたい2ヶ月とか結構会議の間隔があるわけですね。皆さん方がいいなら行政もそこは努力してもらってもう少し時間を縮めながら、両方の要望が通るような感じでこの会議を進行していただけないかと思います。

(議長) 期間が縮まっていけば次の会議を行うということが可能ですか。

(委員B) 反対です。

(議長) 社会的に有益性があるものかどうかということについては、国の施策で行なっている以上、有益性がなければやらないと思うんですよ。ここについては全くここで無視するということについては果たしていいのかどうか、それを私は何回も公平性があるのかどうか説いているんですよ。

(委員D) 委員長の仰ることは一部わかります。当然良かれと思って講演の先生にも声をかけていらっしゃると思います。それを「僕の意見を潰されたよ」というようじゃ顔も立たないですからやりましょうよ。それは構わないですよ。ただし、今日この場で次回の委員会をいつにやるんだというのを決めちゃいましょうよ。第2回の委員会のときに、(委員A)も(委員G)も皆さんの予定を聞いて、この会議が終わったら次回はいつにやるんだよというのを決めましょうと議事録に入っているじゃないですか。議事録というのは紙切れじゃないですよ。言ったことに対して責任を持って、事務局はこの内容をきちんとフォローするの

が仕事じゃないですか。それをほったらかしといているからこんなわけのわからないことで30分も無駄な時間を潰しているわけですよ。

だからさっき言ったように、委員会として講演会をやるかどうか、それは委員長の権限で構いません。ただ私が思うのは、市民の皆さんにも再生エネルギーに関して、色々この委員会のことも含めて考えているんだというんだったらオープンにしましょうよ。せっかくだいいい先生が来てやるのに、こんな20名くらいでやるのはもったいないですよ。ふれあいホールでやればいいじゃないですか。そういうふうな形で広めていくことによって市民の声が聞こえてくる。さっき(委員A)が、議員が市民の声を聞いている聞いていないと。その場に行ったらわかるでしょう？(委員A)と言ってくれる人がいるのかいないのかであなたはどんなことかわかりますよ。尊重するしないの問題ではありません。そういうふうにして、今日(委員J)のご予定を聞いて次回いつやるか。その前に、間に講演の先生の都合を聞いて講演会を開くのか、それを決めてください。

(議長) 講演会ではなく、あくまでも検討委員会として招聘させていただくようなことで。私も5月中に定期総会や通常総会が非常に多いと思うんですが、どこまで話し合いをできるかというところがあるんですがどうでしょうか。

(事務局) 事務局とすれば、委員会の中で開催日を決定すれば、それに従ってやりますのでよろしくをお願いします。ただ、会議室等が埋まっていれば場所が移動する可能性があります。

(議長) 皆さんだいたい下を向いているようですが、5月は非常に会議が多いような状況だと思うんですが。どうぞ。

(委員B) こういったことは議長権限ですべてが決まるんでしょうか。色んな意見が出たと思います。次回にそういった再生可能エネルギーというものがどういうものかという講演会なのか、検討委員会なのかわかりませんが、そういったものを聞く会にするのか。それとも、次回に向けて提言案の叩き台を出して、それを通すということではないんです。それを出して皆さんで議論して、そこで先ほど(委員A)が仰ったように法律的にできない、そういったことを何も無い中で聞くのではなくて、市民としてどういうものが今必要か。こういうものがあれば今の問題が解決できるということを出して、それに対してそれを法律的にどういう問題がある、それから市民側議員側皆さんからもそれに対する意見を出す。そういうことによってやったほうが、私たちこの1回をやるためには本当に多くの事務局の方、市の職員の方、これだけ貴重な時間を使っています。お金もたくさん使っています。そういったことを私は再生可能エネルギーというものはどういうものであるかというものを聞く会にするにはあまりにもったいないと思いますので、ぜひ決を採っていただきたいと思います。

(議長) (委員A)。

(委員A) 要するに、この検討委員会の設立趣旨に書いてあることを委員長は提案した

わけですから、ここはやるならやったほうがいいと思うんですが、ただそれは皆さんお急ぎですから、例えば次の会議のときでもいいですから、その期間を短縮すれば解決するんじゃないですか。あるいは今までのやり方を見ると、次の会議までだいたい1ヶ月以上掛かっていますよね。それを短縮した中でやっていたら解決するわけでありますから、あえてそこで（委員B）がむきになって反対する理由は私はないのかなと思うんですよ。そこで日程の問題なんです、事務局にもぜひやってほしいということ、あと弁護士さんがいるかないかということもものすごく大事なことなんです。これから条例化するかとか指導要綱であるとか色々な関係の中で、ですからぜひ次には代わりの方に来ていただいて、きちんと質問をしてお答えできる体制をとってほしいと思います。よろしくお願いします。

（議長） （委員G）どうぞ。

（委員G） 決を採るという話になってきて恐縮ですけど、今の2つ提案、次回と次々回のことを両方いっぺんにできないのかどうか。早くやるということはもちろんですが、6月議会といっても日程はまだ正式に決定してないのですが、30日間全部議員が縛られるわけではないし、7日間ないし8日間くらい必ず日はあるはずですよ。また議会のことを言うとあれですが、午後の場合は1時半開会で5時くらいを目処にやっているんですね。東京からみえる方もいらっしゃいますけど、2時から4時ではあまりにも時間が短いと思います。毎回オーバーして5時になっているわけで、時間の延長と、中身も私は絶対出口のところまで揉めるといって失礼ですけども。条例を作る必要があるという提言を出しましょうとなったらその提言を誰が作るのか。あるいは条例を誰が準備するのか。この委員会ではその仕事は任されていないですよ。じゃあ誰が作るかと叩き台までここで議論をして、そこに弁護士の先生の知恵を入れて、第1条は無理じゃないとか、第2条は条項との関係でどうかということの議論をここで一緒にしていくかどうかということも含めてやはりやらなければいけないから、その叩き台を次回の日までもし提案してもらえるのであれば提案してもらって、その話も始めるということで。2回にいっぺんというわけではないですが。委員長もそこに座っていると、ずっとこの委員会の会中に自らの意見を言う立場がなかったから、そういう意味では委員長に座っていただいたお返しではないんですが、意見を言う立場も必要だと思うんですが…

（議長） すみません、ちょっといいですか。そういうこともあるかもしれませんが、私はそれは大丈夫です。ただ、このままいきますと、設置に関する検討委員会といっても抑制するわけではないので、推進をしなければならないこともあるとさっきから言っているんです。皆さん推進するということについての意見をするのは嫌いですか。（委員D）はご意見伺ったのでわかりました。だけど、そこも避けて通れない部分だということを行っているんです。ここで話し合わない公平性を保てないんじゃないかということを行っているんですよ。単に

その話をしたくない、反対だというのは私はおかしいなと思って述べています。意見を述べたいからというのも個人的にはありますが、それは私も委員の立場としてはグッと胸に入れてあります。そういう人たちを呼んで議論をしたいという人が1人でもいらっしゃるんだったら、これを多数決でもって廃止するとか行なうというのはそれはまたおかしい話ですので、そこは少し皆さんの意見をいただきたいと思いますが、(委員L)何かありますか。

(委員L) 今のご意見で条例化する場合に法律の先生が必要ということですけども、例えば条例化するためにはすごく時間掛かると思うんですね。それで、緊急性があるということであれば、先ほど言いましたが市外の人たちが景観に対して理解がないので、そこをどういうふうに周知していくのかとか、手法ですよね。条例化以外の早くできることを例えば提案するとかは私はそっちのほうが現実的かなと。要するに、理解のない業者に対して理解してもらうように。私としては弁護士の先生を決めることももちろん必要なんですけど、そういうことも必要かなと思いますが。順番として色々やると思うんですが、どうなんでしょう。

(議長) その点については総括する中で出てくると思いますが、関係者を呼んでそこに弁護士の先生がいらっしゃって、それに関わる話をするのはそれはいいと思うんですけど、総括するのはまだ早いと思います。まだ期間があり、皆さんの意見を提言化するので。だけど私は今までやってきた中で、推進をするという面についての話が一度も出ていないということを行っているわけです。それで、議長の権限でお話をしているわけでもありません。このまま本当に時間だけ過ぎていくんですけど…。

(委員F) 北杜市の場合は間違いなく推進されています。これだけ太陽光発電が設置されているというのは、まさに推進されているわけで。私も太陽光の発電に関して反対しているわけではないんですね。再生可能エネルギーとして、太陽光発電は大変すばらしい技術だと思います。ただ問題は、推進にあたって生活環境や自然環境を破壊するようなことがあってはならないということを議論しているわけで、生活環境や環境破壊を起こさないための推進をどうやったらいいかという議論をすればいいだけの話ですから、別に道は外れていないと思うんですね。

(議長) ですので、今まで国がこういった施策を推進してきた理由、あるいは詳しい内容をもっと知りたいという委員もいらっしゃるので、関係者を呼ぶということで、何回も何回も前からこの会議では先延ばしをされてきたような記憶があります。(委員F)、私は知りたくないということではなくて、知りたいという方が委員の中にはいらっしゃるんですよ。そういう場を作りたいと言っているんです。

(委員E) 関係者って誰ですか。

(議長) 国の関係者です。事務局でご説明をお願いします。

(事務局) 今予定しているのは、国でFIT法を所管しています資源エネルギー庁、県でいえば山梨県。また、50kW未満の発電設備の認定代理機関である一般財団法人太陽光発電協会などを考えております。以上です。

(議長) (委員N)。

(委員N) 今まで過去4回5回この会議を重ねてきて、先ほど皆さんが仰られたことも重々わかりました。なぜこうなってきたのか、私も自分の家の屋根に付けたりして、再生可能エネルギーというものには推進というか興味があります。議論が白熱する中で、先ほど(委員G)が仰いました、叩き台を作った中で平行してそのお話を聞くというのは、私は何もなく聞くよりも、具体的なもの事例事象をもって話を聞いてそれはどうなのか、というふうな考え方もあると思うんです。それも合わせて理解していただいてそんなふうに進めてもらい、また開催時間をもう少し早めにするとか期間を短く何度も開催できるようにするとか、多分叩き台を作ってもすぐにはいいよというわけには必ずいかないものなので、色んな各方面から、例えば推進ということも含めた中で決定していかなければならないなと思います。ですので、ぜひ両立両分というふうなことできかがかなと思いますけど。

(議長) 先にそういった意見を取りまとめた中である、ということもよろしいかなと思いますが、これ以上私がここで発言をしていきますと、また強行強権的立場ということに捉えかねませんので、どうでしょうか。

(委員A) 何回も何回も同じことを言ってすみません。ともかくこれは現在進行形で急いだほうがいいというのは確かにその通りです。ですから、今までの会議も1ヶ月以上経っているんで、議会もあるけど議会も毎日やっているんじゃないから、それは都合が空いているときに日程をとっていただいて、できるだけ事務局と相談しながら短縮してやっていただくということでご努力を。委員長ご提案の再生可能エネルギーについても設立と趣旨にもあるし、あくまでブラックとかグレーで太陽光を見てはいけないんで、やはりそうでない部分の説明もいただくというようなことを段階で踏む中で進めていただきたいと思います。それについては次回の会議の期間の短縮についても十分検討をいただきたいと思います。

(議長) それでは期間の短縮をするということで次回関係者をお呼びして、次の期間を短くして開催して進めていくということでよろしいでしょうか。

(委員H) 議会の議事録をずっと見ていくと、毎回そういうことを話しているんです。それで実際実現していないんです。だから、今日今ここで具体的な日にちを決めて次はどうしましょうと言ってください。

(委員E) それに関して少し補足をよろしいですか。第2回会議録の30ページ目に、事務局の方は「この20人全員がいい日というのは非常に難しい。」と。「会議になるとどうしても委員長が召集しますので、当然委員長の予定が最優先されると思います。」というふうに返答されています。ですから、委員長自ら私はこの日とこの

日は空いているんですよ。その中で皆さんができるだけ大勢集まれる最大公約数を決める。それが今まで委員長と事務局の間の阿吽の呼吸だったんじゃないですか。ですからまず委員長の空いている日を言ってください。いかがですか。

(議長) どうぞこちらに来てください。個人情報ですから。

(事務局) 次回の日程ですけど関係者の依頼をしますが、その依頼をするかしないによって、その関係者の予定の確認がありますので、呼ばないということであれば今日決められると思います。そこだけを確認させてください。

(議長) 委員長の都合だけではないということでしたので、どうでしょう。5月というのがだいたいどうですか、できるんですか。

(委員B) 先ほど(委員A)からむきになってと仰いました。そういうふう聞こえるかもしれないけれども、10月からずっと期間を短縮してということを行っています。それでも1ヶ月にいっぺんではとても少ないということで、最初に2週間にいっぺんくらいできないかというような意見が市民から出たと思います。今(委員E)が仰るように、ずっと出ているんです。それでも2ヶ月間空いたこともあります。議会の予定というのは誰が見てもわかっている。決まっています、3月6月9月12月。カレンダーも1月に見れば全部わかります。それでも一度もできなかったんです。ですから、期間を短くしたら講演等両方やってもいいかと言われてなぜ私がこれほど反対をするかということ、今までできた例が1回もないからです。2月は議会もないのに2ヶ月も空いたんですよ。そういったことを考えたら、申し訳ないんですけど信用できないです。ですから5月中に講演会と次の提言案の叩き台を出すというのを5月に2回やっていただけたら検討します。ただそれができないのであれば、今決められないのであれば、また6月に議会があるから7月、8月はお盆があるから9月、9月は議会があると、どんどん延ばしていくような気がします。

(議長) 5月に2回というのは今回も含めてということですか。

(委員D) 次回の叩き台を話をする日にちを今日決めましょうと。もう1回の講演会は先生の都合がわかんないと決まれないじゃないですか。

(議長) 講演会というか検討委員会ですね。

(委員E) 市民委員は日程を決めるのにもいつも蚊帳の外ですから、我々のことを配慮していただかなくても私は結構だと思います。

(議長) 皆それは平等にやっていますので、人数はこれだけ大勢いますから民主主義のやり方に則って日程を決めさせていただいておりますので。無理なことは無理です。5月中にできるかどうかについて、今までできたかできないかといわれるとそれは実績がなければなかったということですが、できる限り努力をする。6月にもう1回やるということではどうでしょうか。5月にあと2回というのは少し厳しいと思います。

(委員D) 委員長は5月の何日に空いているのですかと。それを今日決めちゃえばいい。それが次回の叩き台を決めるような…

(事務局) 日程の関係でございますけれども、確かに皆さん仰ることも理解できるんですが、特に議員の皆さんについても議会の関係についても、6月に議会と委員の皆さん仰っていますけれども、当然5月から日程的なものは入ってきますし、今ここでまだ6月議会の日程も決定していない状況でございます。ですので、ここで5月の幾日が空いているかというのはお返事もできないので、こちらについては委員長と事務局にぜひお任せいただいて、日程を調節する中で早急に開催するということが1点。

今まで時間が掛かっておりましたのは、やはり議事録の問題もございまして、どうしても私ら職員がテープ起こしをして一字一句間違いのないように議事録を作っているという事情もございまして。そういった点もご理解いただきながら、早急に開催させていただくということでご理解よろしくお願いたします。

(議長) 事務レベル的な問題もあったようですが、どうですか。短縮する努力をするということですので、どうかご了承いただきたいと思いますが、駄目だ無理だという話ではございませんので、マンパワーの関わることですのでご承知おきいただきたいと思いますが、どうでしょうか、私が頭を下げてでも駄目でしょうか。

(委員D) 頭を下げるとかの問題じゃないです。

(議長) それでは次回については先ほど申し上げた内容で、講演会ではございません、検討委員会として関係者をお呼びして行うということで、なるべく早めな日程の調整をしていただきたいと思っております。

(委員B) それだけではなくて、次の2回分の話を決めてくださいという話を何回もしていると思っております。

(委員A) それは今議長が言ったじゃないですか。

(委員B) でも今1回分の講演会の話…

(議長) 講演会じゃないです。検討委員会です。講演会ということで今言っています。

(委員G) それまでに叩き台ということで間に合わせられますか。

(委員D) 別に日にちが決まればそれは議事録よりも難しい問題を我々はやるんですよ。そのくらい手伝ってよ。

(委員E) 議事録なんか外部に任せてもいいじゃないですか。まとめなくても。喋ったことは全部録音されているわけでしょ？

(委員A) よくよくわかりますけど、皆さんの都合があると同時に、やはり事務局にも我々にも都合があるわけですから、それを上手く調整して事務局と委員長にお任せするというしかないじゃないですか。ここで議論しても。それで、相当皆さんの意見は言っていますから伝わっていると思っておりますので、そのことを十分理解し、また聞く中で、ぜひ調整をしていただくと。この辺で決めないと、いつまでも決まらないんじゃないかと思っております。ぜひそんな点をお願いします。

(委員B) 申し訳ないですけれども、1ヶ月以内に2回ができないのであれば、その講

演会はやめていただきたいです。

(議長) 講演会ではないです。検討委員会です。

(委員B) 再生可能エネルギーが必要かどうかを皆さんのお話を聞く会というのは時間の無駄以外の何ものでもないです。そういったことを今まで残念ながら努力の結果が見られなかったことから考えれば、今の喫緊の課題を解決することを最優先にさせていただいて、その間に次の推進の方をそのあとに呼ぶというのも当然できるわけですから。何度も言っていますけれども、再生可能エネルギーの良し悪しを今まで言ったこともないですし、推進してはならないという発言は一度もなかったと思います。決を採らないということなので、こういったずっと長々と反対することになるんですけど、私は反対です。

(議長) 今まで規制についての話をしてきたんで、推進の話もここでしておかないと公平にならないということですからね。

(委員G) 推進の話と今、委員長が仰いました。そういう希望というか提案は1回は必要だと思います。後々振り返ったときに、今わかりやすく言えば、事後論が議論された上でこういう決が出たよとならないために、そういう時間は交渉するべきだと私は思います。さっき提案したように、次回5月中にできるだけ早くやってもらうときに、条例の叩き台をぜひ間に合わせていただいて、後半の1時間くらいはその説明をしてもらって持ち帰ると。で、できるだけ6月の議会に重ならないように6月の早い時期に叩き台についての2回目をやるという形はできないんでしょうかとさっき提案していただいていたんですが。今日はもう講演だけ、その次が叩き台というふうに別にこだわらなくてもいいんじゃないかと思います。2回をいっぺんにやったほうが縮まると私は思います。

(議長) 次回の中で関係者に検討委員会の中で質疑を行い、また叩き台を作る時間を持つと。そのような日程でどうでしょうか。

(委員E) それに関して、会議時間というのを2時間以上掛かっても構わんと。場合によって4時間掛かってもいいよと。

(議長) 時間延長についてはどうでしょうか皆さん。すでに今日もこのような形でもっておりますので、ご理解いただきたいと思います。闇雲に約3時間というよりはきちんと3時間という時間でもって通知を申し上げるということでどうでしょうか。今(委員G)からご発言がございましたが、どうかこのような内容でもって次回を開催させていただきと思いますのでよろしくお願ひします。よろしいですか。

(委員E) もう一つ。先ほど申し上げたように委員長の予定が最優先される。この言葉は私今回で2回目なんですけど、いつまでにやると日にちの尾を決めましょうよ。5月中にやるやらない、それをまず決めましょうよ。

(議長) それは私が最優先というふうに言っていますので結構私も合わせているところもございまして、先ほどの事務局からもお話がございましたように、議事録を作る都合上とか色々なものがあって、今まではなかなかスムーズにできなか

ったということもございますので、ここで何日というのは非常に難しい。私の一存で都合を合わせろといっても皆さん無理だと思います。ですので、何とか早急に日にちを5月中にできるように努力をするというところでご勘弁願いたいと思いますが、何とかよろしく願います。

(委員D) 叩き台を作る身からしたら、いつまでに作らなければいかんのかわかんなかったら作りようがない。それを考えてください。

(委員A) 今回2つのことを一緒にやるということは、資源エネルギー庁の先生の日程もありますし、私が先ほど言っているように、法律的な問題なんか絶対弁護士に次回参加してほしいし、どっちかという中心な議論をしてほしいと思っていますので、そう人たちの日程もあるのでそう簡単には決められないのはわかります。ですから、今皆さんの意見が出たんでそれらを忖度していただいて、やはりできるだけご意向に合うような会議の日程をとっていただくということで収めていただきたいなど。今6月に議会があるということはわかっているんですけど、議会の日程は我々もわかっていません。ですから今この段階で何ともいえない状況であります。ですからそういうことを相対的に考えた中で、委員長と事務局にお任せすると。これしかないじゃないですかね。よろしく願います。

(議長) 只今(委員A)からお話がありました。お呼びする日程の都合も合うかどうかわからないのでこれから日程調整をしなければなりませんので、お任せいただけませんか。よろしく願います。

(一同) 異議なし

(議長) それでは本日の議題についてすべて終了しましたので事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

(事務局) 委員長どうも議長としての議事進行ありがとうございました。それでは閉会の言葉を副委員長お願いいたします。

(副委員長) お疲れ様でした。非常に長くなりましたので簡単に。これで第5回の北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を閉会いたします。

(事務局) ありがとうございました。

9 閉会

会議終了 午後5時09分